

事業概要

令和元年版



東京都第五建設事務所

[街路整備事業]

環状第2号線・豊洲大橋 江東区豊洲六丁目から中央区晴海四丁目



交通安全施設工事も完了し開通を待つ豊洲大橋(豊洲側から晴海方面を望む)



豊洲大橋(レインボーブリッジから)

[街路整備事業]補助第144号線 江東区東砂八丁目付近



施工前

施工後



幅員8mの一方通行の道路を拡幅し、幅員15mの相互通行の道路として整備しました。

[街路整備事業]補助第277号線 葛飾区東金町三丁目付近



施工前

施工後



[街路整備事業]補助第120号線 墨田区八広六丁目付近

施工後



施工前

[交通安全施設事業]中央帯設置工事 江東区毛利二丁目付近



施工前

施工後



歩行者の乱横断が多い箇所の交通安全対策として、中央分離帯を設け横断抑止策を設置しています。

〔無電柱化事業〕 特例都道深川吾妻町線 墨田区押上一丁目付近



施工前

都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、無電柱化を進めています。

施工後



〔橋梁の長寿命化事業〕（上平井橋） 〔全景〕



〔橋門構補強〕



〔支承取替〕



長期間にわたり橋梁を安全に供用するため、支承を取り替えたり、部材の補強を行っています。

[路面補修事業]



遮熱性舗装：浅草通り(江東区亀戸三丁目)

安全で快適な通行を確保するため、傷んだ路面を補修しています。また、夏季の路面温度の上昇を抑制して沿道環境の保全を図るために、補修に併せて舗装表面に遮熱材を塗布しています。

[自転車走行空間整備事業]



自転車レーン：船堀街道(江戸川区松江一丁目～東小松川四丁目)

歩行者、自転車、自動車とともに安全で安心して通行できるよう、自転車走行空間を整備しています。

[街路樹充実事業]

船堀街道（江戸川区西葛西二丁目）

街路樹倍増前

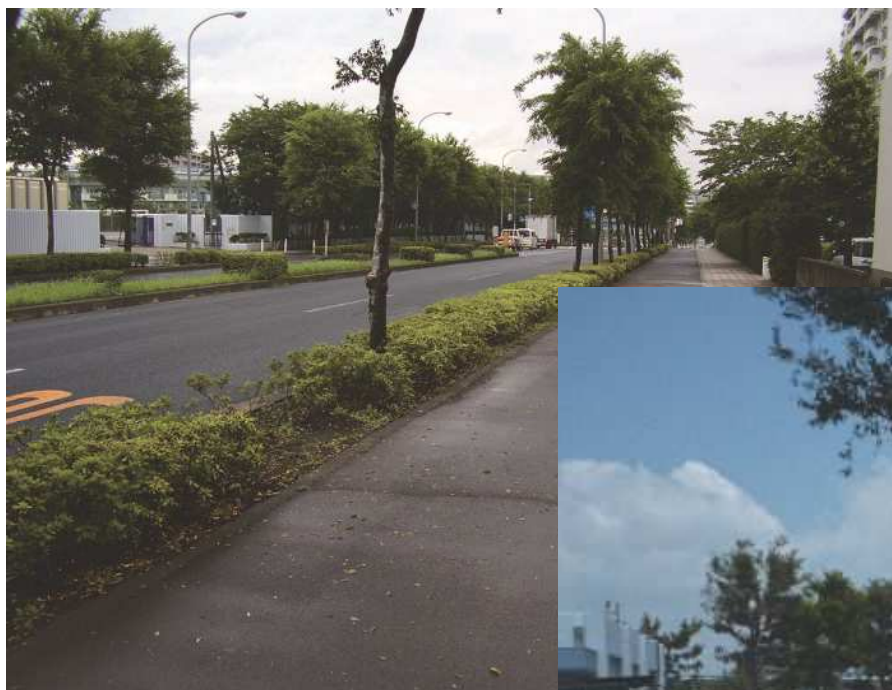


街路樹倍増後



船堀街道（江戸川区清新町一丁目）

街路樹倍増前



街路樹倍増後



植樹帯に中低木を増やし、植栽環境を充実させています。

[中川堤防緑化事業]

施工前



江戸川区船堀二丁目付近

水辺空間の魅力を向上させるため、コンクリートで覆われている中川の堤防法面を緑化しています。

施工後



施工前



[中川堤防防災事業]

江戸川区北葛西一丁目付近

施工後



老朽化した堤内地側の法面について防災工事を実施し、機能の維持に万全を期しています。

ま え が き

当第五建設事務所は、都の東部に位置する墨田、江東、葛飾、江戸川の4区を所管し、東京東部・臨海部の基幹的な道路、橋梁、河川等の整備と管理を担っています。

4区併せての総面積は139km²、人口は約193万人、隅田川と江戸川に挟まれ、地形は概ね平坦で、多くの地域の地盤高が海面とほぼ同等か、それよりも低い地域で構成されています。

この地域の道路の状況は、都市計画道路の整備率（概成含む）が8割に達し、都内でも水準の高い地域になっている一方、道路・橋梁などの施設の経年劣化や、自転車交通や電柱等が輻輳した狭隘な歩道、古くからの街なみの衰退など、改善すべき課題も多い状況となっています。

また、高度防災都市づくりの実現に向け、4路線を特定整備路線に選定し、木造住宅密集地域の防災性の向上を図るとともに、緊急輸送道路等の無電柱化、中川における堤防の防災工事などを進めています。

今後は、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催や「東京都長期ビジョン」の実現に向け、道路、橋梁や河川の整備の一層の進捗を図るとともに、それらの施設の維持補修、改築等に際して、地域に適したより質の高い都市施設となるよう手を加えていくことが大きな責務です。こうした考え方にに基づき、今年度は以下のような事業に取り組んでいきます。

- 道路の新設・拡幅による道路ネットワークの強化（放射第32号線、環状第2号線、環状第3号線支1・2、補助第120号線、補助第277号線等）及び木密地域における「特定整備路線」の整備（放射第32号線、補助第142号線・補助第143号線・補助第144号線）
- 交差点の改良などによる交通渋滞の解消（八蔵橋、東小松川等）
- 架け替え（白鷺橋）・長寿命化（小岩大橋、木根川橋）による橋の再生と保全
- 防災性向上、快適な歩行空間・都市景観の向上を図る、無電柱化の推進（清洲橋通り、明治通り、環七通り等）
- 自転車走行空間の整備（永代通り、平和橋通り等）
- 水辺空間の緑化（中川堤防法面）

これらの事業を着実に実施するほか、地域住民との協働による道路管理や、より多くの住民が親しめる魅力ある水辺空間の創出に寄与する河川管理に努めるなど、きめ細かな施設管理を心がけていきます。

今年度も、関係機関や都民の皆様のご協力を得ながら、安全で安心、快適なまちづくりの実現に向けて、積極的に取り組んでまいりますので、皆様のより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

目次

第1 所管区域及び所管業務 1

第2 組織及び分掌事務 1

第3 予算..... 6

第4 道路管理事業 8

第5 河川海岸管理事業 23

第6 水防業務 28

第7 道路・街路整備事業 31

 1. 概 要 31

 2. 街路整備事業 36

 3. 交通安全施設事業..... 54

 (1) 一種事業..... 54

 (2) 無電柱化の推進..... 55

第8 橋梁整備事業 57

 1. 概 要 57

付 表

1. 沿 革 61

2. 管内管理道路路線別一覧 62

3. 完成橋梁調書（長大橋） 66

 （中小橋） 72

4. 管理橋梁一覧 78

5. 管内法定河川海岸一覧表..... 82

6. 管内河川・海岸図..... 83

添付図面（最終ページ）

令和元年度主要事業箇所図（その1） 85

令和元年度主要事業箇所図（その2） 87

第 1 所管区域及び所管業務

所管区域は、隅田川以東の 4 区（墨田、江東、葛飾、江戸川各区）で、その面積は約139km²である。所管業務は管内の道路、橋梁、河川、海岸堤の建設及び管理を担当している。

また、管内の大部分は低地に属しているため、台風時等には、河川の洪水や高潮による被害の恐れが予想される。このため、管内水防管理団体等の水防活動が円滑に行われるよう、情報連絡や技術的援助等の水防活動を行うことが、東京都の第一線機関としての重要な任務となっている。

第 2 組織及び担当事務

当所の組織は、平成30年4月1日現在、 5 課、 6 工区で、職員159名 (非常勤20名を含む) である。

庶務課	(庶 務 担 当)	人事、給与、福利厚生、文書、公有財産管理、公文書の開示・個人情報保護・広報広聴に係る連絡調整、災害対策総括事務
	(経 理 担 当)	会計、現金・有価証券・物品の出納保管、物品・資材の調達、工事・修繕その他の契約、不用品の処分、事業の進行管理に係る連絡調整
	(検 査 担 当)	工事及び工事用材料等の検査
管理課	(管 理 担 当)	道路区域の決定・変更及び供用開始・廃止の手続、竣工道路の引継、監督処分・行政代執行、車両制限令の指定、道路事業の代替地・残地の管理
	(道 路 台 帳 担 当)	道路台帳の整備保管、道路統計、道路区域の決定・変更、供用開始・廃止・竣工道路引継の技術的審査、道路幅員証明、道路区域証明、境界確定・確認の立会（河川を含む）
	(河 川 管 理 担 当)	河川・海岸台帳の整備保管、河川・海岸の占用使用許可、占用料徴収、船舶の係留保管の適正化、監督処分、行政代執行、河川事業の代替地・残地の管理
	(テ ラ ス 適 正 化 担 当)	隅田川テラスの適正化
	(占 用 担 当)	道路工事の承認、道路占用許可及び占用料負担金の徴収、沿道掘削工事の事前指導
	(監 察 担 当)	道路・河川・海岸保全地域並びに同工事の監察、不法占用及び車両制限令の取締、沿道区域内の措置命令
	(工 事 調 整 担 当)	道路工事・道路占用工事の調整

	用地課	(調 整 担 当) (用 地 担 当)	事業用地取得、物件移転その他損失補償及び連絡調整 事業用地取得、物件移転その他損失補償、土地・借地権等の評価 及び損失補償額の算定、土地収用手続、生活再建措置、事業用土 地建物の監視
—	用地専門課長		用地取得事務に係る専門的事項についての職員への助言・助力及 び所長特命事項
	工事課	(工 務 担 当) (電線共同溝整備担当) (設 計 担 当) (木 密 設 計 担 当) (橋 り ょ う 設 計 担 当) (道 路 工 事 総 括 担 当) (道 路 工 事 担 当) (橋 り ょ う 工 事 総 括 担 当) (橋 り ょ う 工 事 担 当) (河 川 工 事 担 当) (測 量 担 当) (木 密 測 量 担 当)	道路・橋梁・河川等工事に伴う所内連絡調整、長大橋工事の企画・ 連絡調整、資料及び報告書作成、都市計画法に基づく周知、都市 計画の相談に係る連絡調整、水防業務総括 (電線共同溝整備工事の調査・設計・指導・調整) 木密設計担当以外の道路・橋梁工事の調査及び設計 木密地域における道路・橋梁工事の調査及び設計 長大橋工事の調査及び設計 道路・橋梁工事の施行・設計変更・清算、工事に伴う損害賠償 道路・橋梁工事の施行・監督・設計変更・清算、事業用地の監視 長大橋工事の施行・設計変更・清算、工事に伴う損害賠償 長大橋工事の施行・監督・設計変更・清算、事業用地の監視 河川・運河・海岸堤等の調査・設計・工事・維持修繕、防災行政 無線 木密測量担当以外の測量、建築に係る道路及び河川の事業線 木密地域における測量、建築に係る道路及び河川の事業線
	補修課	(調 査 担 当) (電線共同溝整備担当) (道 路 維 持 担 当) (橋 り ょ う 維 持 担 当) (補 修 担 当) (安 全 施 設 担 当) (街 路 樹 担 当)	道路・橋梁等の現況調査、道路占用・道路掘削等の技術的指導、 防災行政無線 電線共同溝整備工事の調査・設計・指導・調整 (工事課兼務) 道路・道路附属物の維持工事・設計 橋梁・橋梁附属物の維持工事・設計 道路・道路附属物の補修工事・設計 B R T事業に係る道路・道路附属物の整備工事・設計 街路樹・緑地帯等の調査・設計・維持・補修工事

工 区

工 区 名	分 掌 事 務
墨 田 工 区	1 工区内の測量及び調査並びに工事の施行、監督
江 東 工 区	2 前号工事の設計変更及び清算
葛 飾 東 工 区	3 道路及び河川等の構造及び機能の保全
葛 飾 西 工 区	4 道路、河川に係る軽易な占用使用許可申請書等の受理
江 戸 川 南 工 区	5 水位観測
江 戸 川 北 工 区	6 工区内所管事業用地、建物の監視

(工区の所管区域等)

	所 在 地	電 話	所 管 区 域 及 び 分 掌 事 務
墨田工区	〒131-0034 墨田区 堤通 1－16－4	3619-2583 -2679 FAX 3619-2584	墨田区の区域
江東工区	〒135-0016 江東区 東陽 7－3－10	3645-4617 -6038 -4615 FAX 3645-4618	江東区の区域
葛 飾 東 区 工 区	〒125-0035 葛飾区 南水元 4－14－9	3608-9391 -9340 FAX 3608-9364	葛飾区のうち、葛西用水の以東 及び区道334号線、327号線の以 北に囲まれた区域
葛 飾 西 区 工 区	〒124-0025 葛飾区 西新小岩 3－35－26	3694-5211 -5192 FAX 3694-5212	葛飾区のうち葛飾東工区の所管 の区域を除いた区域
江戸川南 工 区	〒134-0081 江戸川区 北葛西 1－22－16	3680-8481 -8504 FAX 3680-8482	江戸川区のうち、京葉道路（国 道）の中川新橋から小松川橋間 の以南と今井街道（主50を含む） から以南の区域
江戸川北 工 区	〒133-0041 江戸川区 上一色 3－30－12	3654-8141 -0778 FAX 3654-8142	江戸川区のうち江戸川南工区の 所管区域を除いた区域

職 員 配 置 表

H31. 4. 1現在

課	担当職務 (※課長代理・工区長の配置数)	管理職		一般職員			合計	一般職 非常勤	総計
		事務	技術	事務	技術	技能			
庶務課				(1)			(1)		(1)
		1	1	9	1		12	1	13
	庶務（庶務担当 1）			(1)			(1)		(1)
				5			5		5
	経理（経理担当 1）			4			4	1	5
	検査（検査担当 1）				1		1		1
管理課		(1)		(2)			(3)		(3)
		1		15	3	1	20	10	30
	管理（管理担当 1）			(1)			(1)		(1)
				4			4		4
	道路台帳（道路台帳担当 1）				3		3	3	6
	河川管理（河川管理担当 1）			3			3		3
	テラス適正化（テラス適正化 担当 1）			(1)			(1)	2	(1)
				1			1		3
	占用（占用担当 1）			4			4	2	6
	監察（監察担当 1）			2		1	3	3	6
	工事調整（工事調整担当 1）			1			1		1
用地課		2		16	1		19		19
	調整（調整担当 1）			3	1		4		4
	用地（用地担当 7）			13			13		13
工事課			1		34		35	2	37
	工務（工務担当 1）				3		3	2	5
	※電線共同溝整備（電線共同溝 整備担当 1）				1		1		1
	設計（設計担当 1）				7		7		7
	木密設計（木密設計担当 1）				2		2		2
	橋りょう設計（橋りょう設計 担当 1）				4		4		4
	道路工事（道路工事総括担当 1）				3		3		3
	道路工事（道路工事担当 1）				2		2		2
	橋りょう工事総括（橋りょう工事 総括担当 1）				1		1		1
	橋りょう工事（橋りょう工事 担当 2）				4		4		4
	河川工事（河川工事担当 1）				3		3		3
	測量（測量担当 1）				2		2		2
	木密測量（木密測量担当 1）				2		2		2

職 員 配 置 表

課	担当職務 (※課長代理・工区長の配置数)	管理職		一般職員			合計	一般職 非常勤	総計
		事務	技術	事務	技術	技能			
補修課			1		(2) 24		(2) 25	1	(2) 26
	調査（調査担当 1）				2		2	1	3
	道路維持（道路維持担当 1）				(1) 6		(1) 6		(1) 6
	橋りょう維持（橋りょう維持 担当 1）				6		6		6
	補修（補修担当 1）				6		6		6
	安全施設（安全施設担当 1）				1		1		1
	街路樹（街路樹担当 1）				(1) 3		(1) 3		(1) 3
工区					(1) 20	4	(1) 24	6	(1) 30
	墨田工区（墨田工区長 1）				3		3	1	4
	江東工区（江東工区長 1）				5	2	7	1	8
	葛飾東工区（葛飾東工区長 1）				3	2	5	1	6
	葛飾西工区（葛飾西工区長 1）				3		3	1	4
	江戸川南工区（江戸川南 工区長 1）				3		3	1	4
	江戸川北工区（江戸川北 工区長 1）				(1) 3		(1) 3	1	(1) 4
合計		(1) 4	3	(3) 40	(3) 83	5	(7) 135	20	(7) 155

（ ）内数字は再任用職員数（内書）
※（課長代理）は各課、（工区長）は各工区の内数である。
※電線共同溝整備担当(補修課)は、工事課兼務で工事課に載せてある。

第3 予 算

平 成 3 1 年 度 歳 出 予 算 額

(単位：千円)

科 目		用地関係費	工事関係費	そ の 他	計
土 木 費		4,827,000	11,292,481	5,331,558	21,451,039
	道 路 橋 梁 費	4,827,000	11,030,681	5,133,925	20,991,606
	道 路 管 理 費	0	0	42,000	42,000
	道 路 維 持 費	0	436,391	770,825	1,207,216
	橋 梁 維 持 費	0	937,000	70,700	1,007,700
	道 路 補 修 費	0	2,465,230	74,600	2,539,830
	交 通 安 全 施 設 費	226,000	3,004,160	3,036,600	6,266,760
	道 路 整 備 費	0	174,000	10,000	184,000
	街 路 整 備 費	4,601,000	1,193,900	669,100	6,464,000
	橋 梁 整 備 費	0	2,820,000	460,100	3,280,100
	河 川 海 岸 費	0	261,800	197,633	459,433
	河 川 維 持 費	0	109,800	178,400	288,200
	水 防 費	0	0	1,233	1,233
	河 川 防 災 費	0	17,000	18,000	35,000
	河 川 環 境 整 備 費	0	135,000	0	135,000
産 業 労 働 費 * 1		0	0	65,134	65,134
合 計		4,827,000	11,292,481	5,396,692	21,516,173

* 1 産業労働費は、「特別就労対策事業」（道路附属物の清掃作業）として産業労働局より執行委任を受けたものである。

参 考

平 成 3 0 年 度 歳 出 予 算 額

(単位：千円)

科 目		用地関係費	工事関係費	そ の 他	計
土 木 費		7,116,100	10,866,263	6,353,845	24,336,208
	道 路 橋 梁 費	7,116,100	10,438,123	6,147,514	23,701,737
	道 路 管 理 費	0	0	38,000	38,000
	道 路 維 持 費	0	446,338	1,774,789	2,221,127
	橋 梁 維 持 費	0	868,000	61,200	929,200
	道 路 補 修 費	0	2,221,400	97,400	2,318,800
	交 通 安 全 施 設 費	117,000	2,963,885	3,269,555	6,350,440
	道 路 整 備 費	0	222,000	15,000	237,000
	街 路 整 備 費	6,999,100	890,500	354,570	8,244,170
	橋 梁 整 備 費	0	2,826,000	537,000	3,363,000
	河 川 海 岸 費	0	428,140	206,331	634,471
	河 川 維 持 費	0	105,800	180,200	286,000
	水 防 費	0	0	1,131	1,131
	河 川 防 災 費	0	187,340	10,000	197,340
	河 川 環 境 整 備 費	0	135,000	15,000	150,000
産 業 労 働 費 ＊ 1		0	0	63,755	63,755
合 計		7,116,100	10,866,263	6,417,600	24,399,963

＊ 1 産業労働費は、「特別就労対策事業」（道路附属物の清掃作業）として産業労働局より執行委任を受けたものである。

第4 道路管理事業

1. 事務的管理

ア 道路の管理

道路区域の決定、変更並びに供用の開始及び廃止の事務、しゅん功道路の引継、道路法に基づく監督処分並びに行政代執行、車両制限令に基づく通過車両の幅の制限指定、また車庫証明等に必要となる幅員証明（表1）のほか、道路管理の基本である道路台帳の整備、保管及び閲覧、道路区域並びに道路敷地の調査（表2・3）や道路法、国土調査法に基づく道路区域の立会いを適時行っている。

なお、所管する路線は付表2（P62）及び舗装の種別は（表6）のとおりである。

このほか平成20年5月からは、官民の境界確定関係の事務が事務所に移管されたことに伴い、このための立会いを含む境界確定、確認の事務（表4）及び道路区域証明事務（表5）を行っている。

イ 道路の占用

道路は、本来、一般交通の用に供することを目的とする。しかし、道路を中心に生活圏が形成され、道路をめぐって公的私的活動を展開するために、道路を本来の目的外に使用することがある。これを道路の占用という。上下水道、電気、ガス等の都市基盤施設を埋設・架設するほか、看板、建築工事用足場等を設置し道路を使用することがこれに当たる。これら施設及び工作物の占用には、道路管理者の許可を必要とする。

平成30年度の許可及び承認等の件数は（表7・8）のとおりである。

ウ 道路監察と工事調整

道路の正常な機能の保全と交通事故の防止を図るため、道路工事及び道路占用に対し、常時パトロール車による巡回監察を実施している。路面状況の把握、道路付属物等の点検及び欠陥箇所の早期発見、違反行為者に対する是正指導など、道路監察全般にわたる業務を行っている。なお、夜間特別パトロールを定期的実施し、特に道路占用工事の監察を強化して事故防止に努めている。（表9）

また、社会問題となっている道路上の放置自転車について、計画的に整理・排除し、安全かつ快適な交通の円滑化を図っている。

一方、工事調整においては、道路管理者と各占用企業者により「道路工事調整会議」が設けられており、毎年度当初に道路管理者を含む各企業者から提出される施工計画に基づき、工法の検討や工期の調整を行っている。都民の生活に及ぼす道路上の工事の影響を少なくし、交通渋滞等を減らすことを目標に、調整会議では工事調整事項の再確認と修正を繰り返し、道路本来の機能の確保と、合理的な調整を進めている。（表10）

エ 車両制限令等に基づく制限

管内都道のうち、幅員4.1～5.5mの道路1路線を延長5.7km（3箇所）にわたり車両制限している。これは、車両制限令第5条に基づき、狭い道路での大型車両の通行を禁止することにより、道路の構造を保全し、交通の危険を防止するためのほか、沿道住民の生活環境を保護することを目的として実施している。（表11）

また、道路法第47条第3項に基づき、交通の危険を防止するため、道路6路線の8箇所において通行車両の高さを制限している。（表12）

オ 公有財産等の管理

道路として事業化した財産のほか管理する財産には、事業予定財産、事業用財産、用途廃止財産、事業残地等財産及び適正化処理対象財産等がある。(表13)

これらの管理については、「東京都公有財産規則」及び「局所管公有財産管理要綱」に基づき本来の行政目的に供するまでの間、ごみの投棄や不法使用等を防止するため、必要に応じて管理柵を設け、都市環境を損なわないよう除草及び防じん処理を実施し、かつ定期的に監察を行い適正な管理を図っている。また、道路や河川の廃止に伴って生じた用途廃止財産及び管理不適正財産等については、処理対象財産としての実態把握及び適正化等の事務を行い、速やかに財務局へ引継ぐよう努めている。

また、財産管理の一元化として、国有地、都有地の河川・都道・一部区道の境界確定、確認事務が事務所に移管されたことにより、効率的で迅速な事務処理に努めている。

2. 技術的管理

ア 道路の維持補修

都道は首都東京の都市生活や経済活動を支えるとともに、災害時の避難や救援救助活動に不可欠な都市基盤である。これらの管理にあたっては、道路を常に良好な状態に保ち、安全な通行を確保するため、全路線を対象とした日常的な巡回点検や、定期的な点検、台風や震度5弱以上の地震などが発生した際に行う異常時点検などにより道路の状態を的確に把握し、必要な維持補修工事を実施している。

車道については、道路のひび割れ等を調べる定期的な路面性状調査の結果に基づき、必要な箇所での舗装のたわみ量調査などにより、舗装構造の健全度に応じて計画的に補修工事を実施している。

また、車道としての基本的な性能を確保しつつ快適な沿道環境を提供するため、路面の高機能化を推進することとし、道路交通騒音対策が必要な優先的対策道路区間（環七通り）において二層式低騒音舗装を実施し、道路交通騒音のさらなる低減対策を推進している。さらに、センターコアエリアを中心とした重点エリアにある墨田区や江東区内の都道において、遮熱性舗装を実施し、路面温度上昇抑制に努めている。

歩道については、良好な歩道空間の確保を目的として、傷んだ路面の補修に併せて段差の解消、勾配の緩和などの歩道改善の工事等を現場状況に応じて実施している。

イ 自転車走行空間の整備

自転車は、広く都民に利用される重要な交通手段であり、近年の自転車利用の拡大を踏まえ、建設局は、歩行者、自転車及び自動車が安全で安心して通行できる道路空間の実現を目指し、整備を進めてきた。平成22年3月には、「東京都自転車走行空間整備方針」を策定し、自転車利用の一層の推進を掲げている。また、平成24年10月には、「東京都自転車走行空間整備推進計画」を策定し、自転車利用の安全性や快適性を向上させるため、自転車交通量が多く事故の危険性がある区間などを優先整備区間に設定して、自転車走行空間の整備を推進している。さらに、平成27年4月には、東京2020大会の競技会場や主な観光地周辺において自転車利用の安全性や回遊性をより高めるため、国道・都道・区道等の自転車走行空間を連続させ、国や区等と協力して整備を推進することとした「自転車推奨ルート」が設定され、自転車走行空間の整備をより一層推進している。

これを受け、当事務所管内においても、交通管理者など関係部署との調整を図りながら、自転車走行空間の整備を進めている。平成30年度は船堀街道、台場青海線を整備し、令和元年度は永代通り、平和橋通り等の整備を進めていく。

ウ 橋梁の維持補修

既設橋梁は交通量の増大と車両の重量化や経年による劣化・損傷が生じることがある。このことから、これらの保全と機能を確保するため、不具合箇所修理、橋脚、床版の補強等を行っている。（表14）

また、都が管理する橋梁の多くは、高度経済成長期に集中して建設されたため、高齢化が進み、近い将来一斉に更新時期を迎える。そこで、計画的かつ効率的に橋梁の維持更新を行うため、平成21年に橋梁の管理に関する中長期計画を策定し、著名な橋梁や主要幹線道路の橋梁などの長寿命化を進めてきており、令和元年度は小岩大橋などの長寿命化対策を実施する。

その他、感潮河川の河川計画変更により、計画外河川等となった河川に架かる太鼓橋の撤去に取り組んでおり、平成21年度には砂町橋を撤去した。

また、昭和40年代をピークに整備された横断歩道橋については、「利用者が著しく少ない」「通学路に指定されていない」など一定の要件を満たし、かつ交通管理者、区、町会など関係機関の合意が得られた場合等は、撤去を行っており、平成29年度は八広一丁目歩道橋を撤去した。

エ 街路樹・緑地等の維持

緑のグリーンロード・ネットワークの充実を図るため、街路樹の充実事業を実施し（表16）、三ツ目通り、晴海通り、新大橋通り、環七通り等で植栽工事を実施した。

街路樹や緑地等の管理にあたっては、街路樹の夏・冬期の剪定、中低木の刈り込み、緑地の除草、清掃、害虫防除等を行うなど、良好な道路緑化の保全に努めている。（表15）

さらに、維持管理のための樹木の健康状態を明らかにするため街路樹診断事業を実施しており、病気や障害を強く受け、活力の回復不能な樹木や腐朽した樹木を発見した場合早急に対処するなど、健全な樹木の維持管理のためにその成果を生かしている。その中でも街路樹の防災機能強化を目指し大径木防災診断を実施し平成30年度までに完了した。

オ 道路附属物等の維持

道路交通の安全対策として、防護柵、街路灯等の維持修理のほか排水場の保守管理による道路冠水対策などを実施している。

カ 道路の巡回点検作業

巡回点検班は、管理工区に4班（うち2班は委託巡回）配置し、管内の道路を道路巡回点検車の車上からの遠望目視による点検を実施し、主として路面や構造物、道路附属物の損傷状況や機能低下箇所の発見に努めるとともに適切な保安処置及び応急処置を行っている。

キ 道路の清掃

道路を安全・快適に保つため、管内を5作業区に分け委託により道路清掃作業を実施している。道路清掃は、先行車、散水車、清掃車（ロードスウィーパー）、ゴミ運搬車の4台編成で作業を実施している。

表— 1 道路幅員証明交付一覧表 (平成30年度)

墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
5 件	6 件	1 件	1 2 件	2 4 件

表— 2 道路台帳補正一覧表 (平成31年4月1日現在)

区 分	道 路 台 帳 (道路敷地調査を含む)		摘 要
	延 長 m	路 線 番 号	
墨 田 区	0		実延長面積調書補正を含む
江 東 区	0	都道10・304・319・475号	〃
葛 飾 区	-236	都道307・450号	〃
江戸川区	-121	都道450・451号	〃
計	-357		

表— 3 道 路 台 帳 等 現 有 数 量 一 覧 表 平成 3 1 . 4 . 1 現在

区 分	墨田区／枚	江東区／枚	葛飾区／枚	江戸川区／枚	整備率／%
道 路 台 帳	6 5	1 3 5	1 2 1	1 8 7	1 0 0 . 0
敷 地 構 成 図	8 4	1 8 1	1 0 4	1 8 4	8 9 . 1
地下埋設物台帳	6 5	1 3 5	1 2 1	1 8 8	1 0 0 . 0

表— 4 土地境界確認・確定処理件数一覧表(平成 3 0 年度)

墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
1 0 件	7 2 件	1 9 件	4 3 件	1 4 4 件
250 m	1,120 m	312 m	699 m	2,381 m

表— 5 道路区域証明件数一覧表 (平成 3 0 年度)

墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
1 件	3 件	0 件	0 件	4 件
14.04 m	64.69 m	0 m	0 m	78.73m

表－6

管 内 管 理 道

区 分		墨 田 区		江 東 区	
		延長（m）	面積（㎡）	延長（m）	面積（㎡）
舗 装 道	コ ン ク リ ー ト 舗 装	3,124	58,045	2,072	118,581
	高 級 瀝 青 舗 装	23,535	388,455	52,754	1,032,228
	ブ ロ ッ ク 舗 装	0	41,216	0	138,483
	コ ン ク リ ー ト 平 板 舗 装	0	24,359	0	49,371
	簡 易 舗 装	57	69,036	251	220,842
小 計		26,716	581,111	55,077	1,559,505
砂 利 道		0	0	0	0
そ の 他		0	43,033	0	176,885
小 計		0	43,033	0	176,885
合 計（実延長・面積）		26,716	624,144	55,077	1,736,390

表－7

道路占用許可件数（平成30年度）

東 日 本 電 信 電 話 等	水 道 局	下 水 道 局	東 京 ガ ス 等	東 京 電 力	そ の 他	計
491	307	209	296	458	1,547	3,308

（注）「その他」は、電気通信、水道・下水道、ガス、電気事業のための道路占用以外の占用である。

表－8

道路工事承認等件数（平成30年度）

区 分	件 数
道 路 工 事 承 認	336
沿道掘削工事回答	72

路 舗 装 状 況

葛 飾 区		江 戸 川 区		管 内 計	
延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)	延長 (m)	面積 (㎡)
0	57,790	0	121,484	5,196	355,900
44,040	496,620	62,442	899,633	182,771	2,816,936
23	15,858	0	24,630	23	220,187
0	10,413	0	24,175	0	108,318
0	134,571	3,820	282,047	4,128	706,496
44,040	715,252	66,262	1,351,969	192,118	4,207,837
0	0	0	0	0	0
0	71,032	0	141,680	0	432,630
0	71,032	0	141,680	0	432,630
44,040	786,284	66,262	1,493,649	192,118	4,640,467

《平成30年度 東京都道路現況調書による》

表－9－1

道 路 監 察 実 績（平成30年度）

道路パトロール	回 数（回）	464
	時 間（h）	1,037.5
	延 長（km）	12,791
道路の損傷等の 発 見 数	道 路（件）	46
	付 属 物（件）	2
不法占用等の 監 察	取締件数（件）	6,529
	行政指導（件） （口頭・文書）	3,306
	改 善 件 数	3,352
特 殊 車 両 の 指 導 取 締	実施回数（回）	1
	車両台数（台）	5
	法令違反（件）	3
	行政指導（件）	3

表－9－2

占用工事関係監察実績（平成30年度）

監 察 内 容 占 用 者	監 察 箇 所 延 回 数	指 摘 箇 所 延 回 数	指 摘 件 数	指 摘 内 容 （件）					処理内容（件）	
				掘 削	路 面 覆 工	保 安 施 設	復 旧	そ の 他	行 政 指 導	行 政 処 分
東日本電信電話	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水 道 局	7	12	12	3	0	2	0	7	12	0
下 水 道 局	4	5	5	1	0	1	0	3	5	0
交 通 局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 京 地 下 鉄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
東 京 電 力	6	5	5	0	0	4	0	1	5	0
東 京 ガ ス	1	2	2	0	0	1	0	1	2	0
承 認 工 事	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	1	1	1	0	0	0	0	1	1	0
計	19	25	25	4	0	8	0	13	25	0

表－10

平成30年度 工事調整件数集計表

【第五建設事務所が担当する大規模工事（主要外路線）及び小規模工事（全路線）について集計】

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
水道局	大	42		15		16		37		14		14		138
	小	28	28	23	15	16	10	18	18	14	3	4	16	193
下水道局	大	79		25		26		71		36		34		271
	小	10	13	9	10	12	4	17	16	11	9	7	8	126
東京電力	大	54		20		17		48		19		18		176
	小	15	8	29	20	40	18	30	20	20	46	31	23	300
東京ガス	大	40		10		12		36		12		9		119
	小	17	18	16	16	20	11	16	17	19	24	5	11	190
N T T	大	32		9		8		27		3		7		86
	小	14	20	6	10	37	10	17	14	28	11	0	19	186
その他	大	38		28		27		35		30		30		188
	小	9	8	9	17	12	24	10	57	15	11	11	13	196
計	大	295		107		106		254		114		112		978
	小	93	95	92	88	137	77	108	142	107	104	58	90	1191

大：工事調整会議にて調整を行った工事 小：小規模工事（調整会議に提案要件のない調整工事）
その他：首都高・J R・特別区・通信・東京メトロ等

管 理 者 施 工 工 事 調 整 件 数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
管理者	大	125		114		109		111		110		102		671

大：管理者施工として、工事調整を行った工事

掘 削 抑 制 解 除 申 請 件 数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
掘削抑制解除件数		7	4	3	3	9	7	6	3	0	5	1	3	51

工 期 延 伸 申 請 件 数

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
工期延伸申請件数		0	0	1	0	2	1	0	1	0	1	0	0	6

表－11

車両制限（車幅）指定区間			
都道路線名	指 定 区 間	制 限 車 幅	指 定 延 長
新荒川葛西堤防線	葛飾区西新小岩三丁目から 江戸川区篠崎三丁目まで 3箇所	2.0m、 2.2m	約5,700m

表－12

車両（高さ）制限箇所		
都道路線名	指 定 箇 所	桁下高m
御 徒 町 小 岩 線	江東区亀戸四丁目52番地先	3.00
〃	江戸川区上一色三丁目29番地先	3.40
環 状 七 号 線	葛飾区青戸七丁目23番地先	3.50
新 荒 川 堤 防 線	墨田区墨田四丁目62番地先	2.80
新 荒 川 葛 西 堤 防 線	葛飾区堀切四丁目33番地先	4.00
〃	葛飾区堀切四丁目26番地先	4.00
永 代 葛 西 橋 線	江東区福住二丁目1番地先（2箇所）	3.50
南 砂 町 吾 嬬 町 線	江東区亀戸八丁目25番地先	3.00

表－13

事業用地等管理財産一覧表		
用 地 名	箇 所	面 積
歩行者自転車道第2号線事業予定地	江東区東陽2－1－6 外1箇所	2,826.46㎡
環状第3号線事業予定地	江東区塩浜2－3－1 1	113.53㎡
計	3箇所	2,939.99㎡

表－14

管 理 橋 梁					
平31.4.1現在					
種 別 \ 区 別	墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
一 般 橋 梁	17橋	45橋	41橋	26橋	129橋
歩 道 橋 ・ 人 道 橋	6	32	11	30	79
計	23	77	52	56	208

(内訳 付表4 P80～P83)

表－15

道 路 緑 地 (歩 道 植 樹 帯 と 緑 地)					
平成31.4.1現在					
施 行 量 \ 区 別	墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
緑 化 延 長 m	18,968	42,147	19,806	50,660	131,581
緑 地 管 理 面 積 m ²	22,985	93,977	29,617	62,603	209,182

表－16

街 路 樹

平成31.4.1現在

区 別 樹 種	墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
ア オ ギ リ	70本	0本	135本	619本	824本
ア キ ニ レ	－	16	15	421	452
イ チ ョ ウ	212	140	453	45	850
エ ン ジ ュ	5	51	32	105	193
ク ス ノ キ	10	95	235	61	401
ケ ヤ キ	－	173	170	233	576
サ ク ラ 類	59	83	4	30	176
プ ラ タ ナ ス 類	205	1,653	217	485	2,560
ト ウ カ エ デ	－	43	173	103	319
ハ ナ ミ ズ キ	11	42	46	158	257
ヤ マ ボ ウ シ	18	154	－	240	412
フ ウ	－	－	－	369	369
マ テ バ シ イ	123	582	68	64	837
モ ミ ジ バ フ ウ	－	－	72	113	185
シ ダ レ ヤ ナ ギ	－	69	－	－	69
そ の 他	3,067	6,650	5,568	11,867	27,152
計	3,780	9,751	7,188	14,913	35,632

表－17

街 路 灯

平成31.4.1現在

区 別 種 別	墨 田 区	江 東 区	葛 飾 区	江戸川区	計
ナ ト リ ウ ム 灯	75本	201本	287本	298本	861本
蛍 光 灯	49	162	301	76	588
セラミックメタルハ ラ イ ド 灯	1,645	3,309	1,904	2,498	9,356
L E D	127	155	112	546	940
計	1,896	3,827	2,604	3,418	11,745

表－18

立 体 交 差 、 排 水 場

平成31.4.1現在

排 水 場	ポンプ 台数×口径mm	電動機 台数×出力KW	排水能力 m ³ ／h	予備発電機 (PS)×(KC)
新 小 岩	3×300	3×15	3×540	82×65
北 砂	3×150	3×11	3×159	68×55
水元公園前地下歩道ポンプ室	2× 50	2×0.75	2×13.2	―――
青戸小北地下歩道ポンプ室	2× 50	2×0.75	2×13.2	―――
青戸小南地下歩道ポンプ室	2× 50	2×0.75	2×13.2	―――
白 鬚 東	2×250	2×15	2×300	82×65

表－19

走行車軸重測定装置

平成31.4.1現在

場 所	江東区永代一丁目（永代橋通り）
	江戸川区本一色町（環七通り）
	江東区三好三丁目（三ツ目通り）

表－20

台 貫 所

平成31.4.1現在

場 所	江戸川区上一色町（陸橋下）
台 数	1 基
能 力	40 t

表－21

道 路 標 識

平成31.4.1現在

種 別 \ 路 線 別	一般国道	主要地方道	一般・ 特例都道	計
案 内 標 識	69本	1,133本	920本	2,122本
警 戒 標 識	0本	132本	223本	355本
規 制 標 識	0本	3本	29本	32本
指 示 標 識	0本	2本	27本	29本
その他（特殊警戒標識等）	11本	580本	413本	1,004本
計	80本	1,850本	1,612本	3,542本

表－22

防 護 柵 、 防 音 壁

平成31.4.1現在

種 別 \ 路 線 別	一般国道	主要地方道	一般・ 特例都道	計
ガ ー ド レ ー ル パ イ プ	6,966m	119,080m	121,587m	247,633m
防 音 壁	0m	7,576m	565m	8,141m

第5 河川海岸管理事業

1. 事務的管理

ア 管理対象河川

当所管内の墨田・江東・葛飾・江戸川の4区には、25の法定河川が縦横に走り、江戸川区には1海岸保全区域が所在している。(付表5 P82参照)

これら、河川のうち、江戸川・荒川などの国土交通省直轄管理河川と区が直接管理する準用河川(水元小合溜)を除く22河川については、知事(五建)が管理している。

知事(五建)が管理している22河川のうち新中川や隅田川など5河川については五建において直接管理している。他の17河川については「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、維持修繕や許認可事務等の日常機能管理業務について地元区に委託し、五建においては、これら河川の本来管理者としての業務に携わっている。

また、江戸川区に所在する葛西海岸については、海岸保全区域として五建において管理している。

イ 主な管理事務

- ① アに記す当所管内の河川・海岸区域における占用等の許可(河川法第24条・26条)及び河川保全区域内における行為の許可(同法第55条)事務(実績は表1)
- ② 高潮対策事業(江東治水事務所施工)による高水敷の引継事務
- ③ 河川・海岸区域の確認及び証明事務
- ④ 廃川手続及び廃川敷地等財産管理事務
- ⑤ 河川・海岸区域における不法占用の防止及び是正指導並びにそのためのパトロール(当所所有パトロール船等を使用。(表2))

実例：プレジャーボートの不法係留、不法耕作、路上生活者(ホームレス)による仮小屋等設置、ゴミの不法投棄などへの警告

- ⑥ 不法係留船対策として、新中川・旧江戸川に整備した暫定係留施設に、放置船舶の入船誘導により管内河川の不法係留の適正化を図っている。(表3)

「東京都船舶の係留保管の適正化に関する条例」(平成15年1月1日施行)に基づき、新中川(全区間)・旧江戸川(江戸川区水上バススポーツランドステーション～向卯樋門)を「重点適正化区域」に指定し、放置船舶を適正化した。

中川・綾瀬川については平成18年度河川法に基づく指導・警告を行い、平成19年3月には綾瀬川で簡易代執行等を行った。また、平成20年2月には綾瀬川、中川(平和橋～上平井水門間)の適正化を行った。さらに、平成30年3月には中川の管理区間(管内)全てにおいて「重点適正化区域」に指定し、放置船舶を適正化した。

- ⑦ 隅田川テラスに起居する路上生活者に対しては、平成6年度から特別清掃を実施している。今年度も、「竪川水門～桜橋間」及び「白鬚橋～綾瀬橋間」で定期的に特別清掃を実施する。また、地元区等と連携して適正化を図るとともに、監察パトロールの強化により不適正使用を防止していく。

表-1

河 川 海 岸 占 用 許 可

目 的 河川等	土地の占用を主とするもの（２４条）								工作物の設置	
	公園・緑地	運動場	駐車場	船舶係留施設	通路・階段	堤防道路	その他	計	住居・倉庫	坂路
隅 田 川	13	0	1	16	3	5	4	42	3	0
中 川	7	0	2	12	160	18	12	211	5	5
新 中 川	7	0	1	26	0	11	3	48	0	0
綾 瀬 川	0	0	0	0	0	6	2	8	0	0
旧 江 戸 川	6	1	0	34	18	8	11	78	3	0
葛 西 海 岸	2	0	0	0	0	0	0	2	0	0
公 有 水 面	2	0	0	1	0	0	0	3	0	0
合 計	37	1	4	89	181	48	32	392	11	5

表－2

河 川 監 察 実 績（平成30年度）

① 河川別監察実績

河 川 別	巡 回 数
隅 田 川	846
綾 瀬 川	65
中 川	146
新 中 川	54
旧 江 戸 川	54
葛 西 海 岸	48

② 監察状況（取締及び指導等の件数）

違 反 等 の 内 容	取締件数	口頭指導	文書指導	その他
土地等の占用の許可（24条）	9	1	3	5
工作物の新築等の許可（26条）	4,701	1,097	525	3,079
土地の掘削等の許可（27条）	0	0	0	0
河川の流水等に支障を及ぼす行為の制限（29条）	0	0	0	0
河川環境の状況（水質異常、悪臭など）	0	0	0	0
河川管理施設の状況（破損、異常）	28	0	0	28
計	4,738	1,098	528	3,112

状 況 等 一 覧 表 (平成30年度)

(単位 : 件)

主とするもの (2 6 条)									河川保全 区域 (55条)	合 計
樋門・樋 管・排水 管	橋梁	埋設物	電柱・ 鉄塔	工事用 詰所・事 務所	橋梁添 架	架空線	その他	計		
5	3	9	2	1	3	3	9	38	3	83
10	20	37	12	0	54	21	13	177	21	409
7	34	51	6	0	41	9	3	151	18	217
5	11	19	3	0	23	4	4	69	2	79
26	5	12	9	0	11	8	10	84	13	175
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2
0	0	1	0	0	0	0	1	2	0	5
53	73	129	32	1	132	45	40	521	57	970

表-3

【不法係留船の実態】					平成30年6月現在 (隻)	
河 川 名	プレジャー船	漁船・釣船	屋 形 船	そ の 他	計	
隅 田 川	0	0	0	0	0	
綾 瀬 川	0	0	0	0	0	
中 川	0	1	0	0	1	
新 中 川	1	1	0	0	2	
旧江戸川	0	7	0	9	1 6	
計	1	9	0	9	1 9	

【暫定係留施設整備状況】		平成30年度末現在 (隻)	
河 川	プレジャー船用	営 業 船 用	
新 中 川	3 5 9	2 9	
旧江戸川	2 0 0	3 7	
計	5 5 9	6 6	

ウ その他

① 包括占用の許可

新中川の高水敷未整備地域のうち両岸延長計約 8 kmの区域で不法耕作が行われていたため、平成14年度に、新中川全域にわたり小屋、物置、囲い、支柱等の不法工作物を一斉に撤去した。新たな、不法耕作については、発見しだい警告のうえ撤去を行っている。この不法耕作が集中していた鹿本橋から小岩大橋間を含め、高水敷を暫定整備したうえで、江戸川区に対し包括占用許可を行なっている。

江戸川区では占用区域を、区民の憩いの場として計画的に利用している。

② 住民との協働による環境美化

隅田川テラスギャラリーとして整備した両国橋から厩橋までの区間には、花壇を設置している。この花壇の管理にあたっては、地元町会等と花壇管理に関する覚書を締結し、花への散水や植替え、花壇周辺の清掃等について住民の協力を得ながら潤いのある水辺空間の創出に努めている。

2. 技術的管理

ア 河川の維持

知事（五建）が管理している 22 河川のうち 5 河川（旧江戸川・中川・綾瀬川・新中川・隅田川）については、国土交通省が管理する区間を除き五建において直接管理している。

堤防法面等の緑地管理や河川区域内の塵芥処理などの委託業務の他、護岸の補修や転落防止柵の設置など比較的規模が小さい箇所や点在する箇所の河川管理施設の維持補修を行う維持工事を実施し、比較的規模の大きな護岸の補修等については、防災工事を実施し、機能の維持に万全を期している。

また、水辺空間の魅力向上策の一つとして、現状ではコンクリートで覆われている中川堤防法面について緑化事業を実施している。平成 27 年度までに小松川橋から河口までの法面緑化が完了しており、現在、上流部の上平井橋までの整備を進めている。

日常管理を区に条例委託している 17 河川については、本来管理者として、土地境界に関する問題や、区が行っている許認可事務に関わる技術的指導を必要に応じて行っている。

なお、知事（五建）が管理している 22 河川について、地震や洪水などの異常天然現象により河川管理施設に災害が発生した場合については、本来管理者としての五建が災害復旧事業を実施する。

知事（五建）が管理する管内河川の計画的な整備事業については、江東治水事務所が所管している。

隅田川テラスのボランティア「花守さん」



第6 水防業務

1. 概要

当所管内は東部低地帯に位置し、東京湾及び荒川や隅田川、江戸川などの大河川に接している。この地域は、過去幾多の水害に見舞われてきたが、明治期以降の地下水の利用により地盤沈下の進行が拡大し、高潮、洪水などの水害に対して極めて弱い地域となっている。

そのため、明治43年の洪水、大正6年の津波、昭和22年の「カスリーン」台風による大被害を経験し、昭和33年の21号台風と22号台風など毎年のように洪水と戦わねばならぬ宿命を負ってきた。

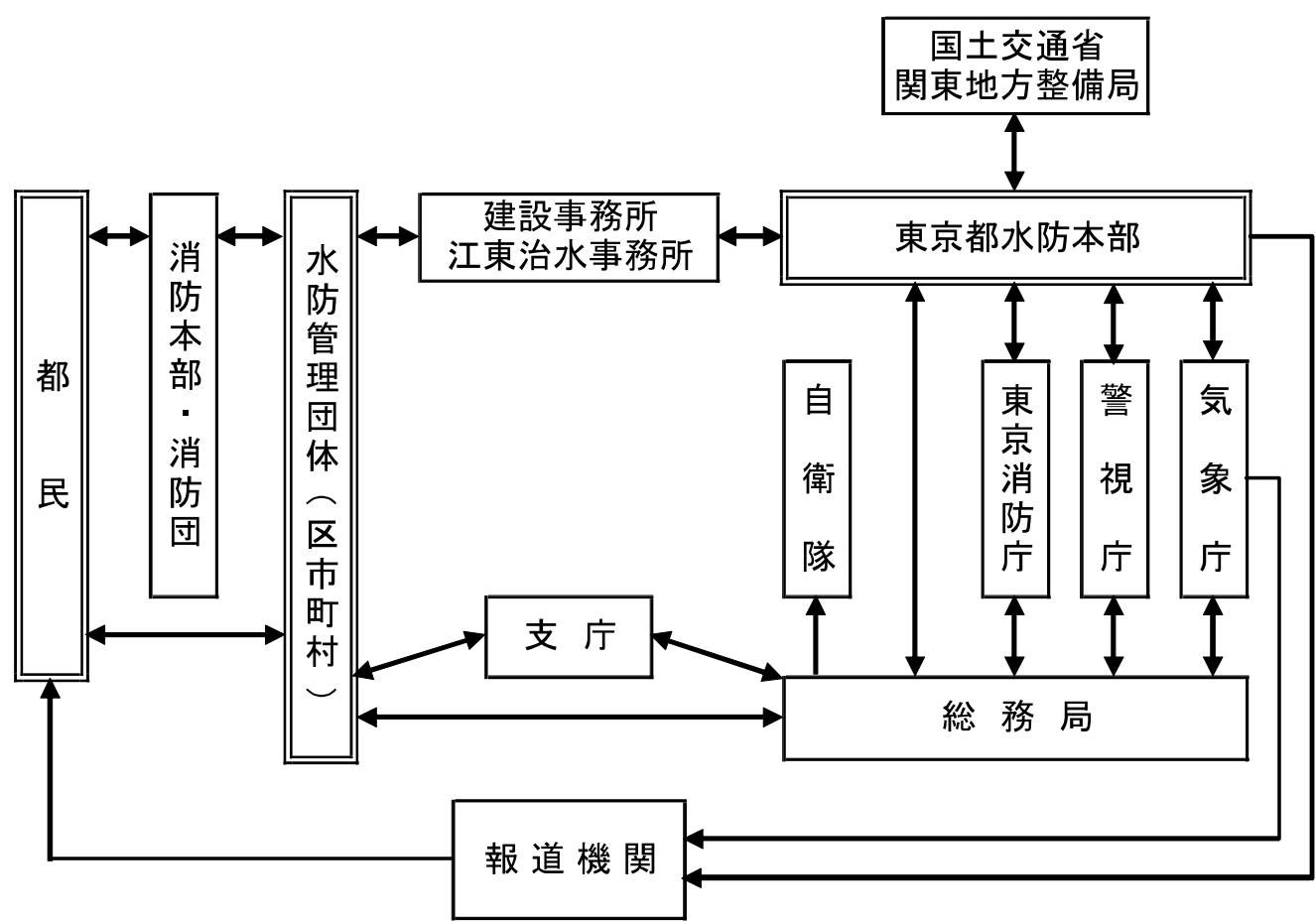
しかし、こうした水害から地域を守るため、護岸や防潮堤の整備が進められ、当所管内ではほぼ完成している。今後は適切な維持管理を行っていくとともに、水防によって災害を最小限に止めるよう常に万全の態勢を整えておくことが重要である。

このため、「東京都水防計画」に基づき、年度当初に「地域水防活動の手引」として管内における水防の実施要綱を定めるとともに、毎年出水期前である5月に「水防連絡会」を開催し、水防管理団体である区役所をはじめ、国土交通省、警察、消防その他関係団体との意見交換を行い、「水防活動」の周知徹底を図っている。

当所は、水防時に備え、移動式排水ポンプ車1台を保有し、9箇所の水防倉庫に資器材を備蓄するとともに、水防管理団体が行う水防が十分に行われるように情報連絡、技術的な援助をするなど、その調整を図っている。

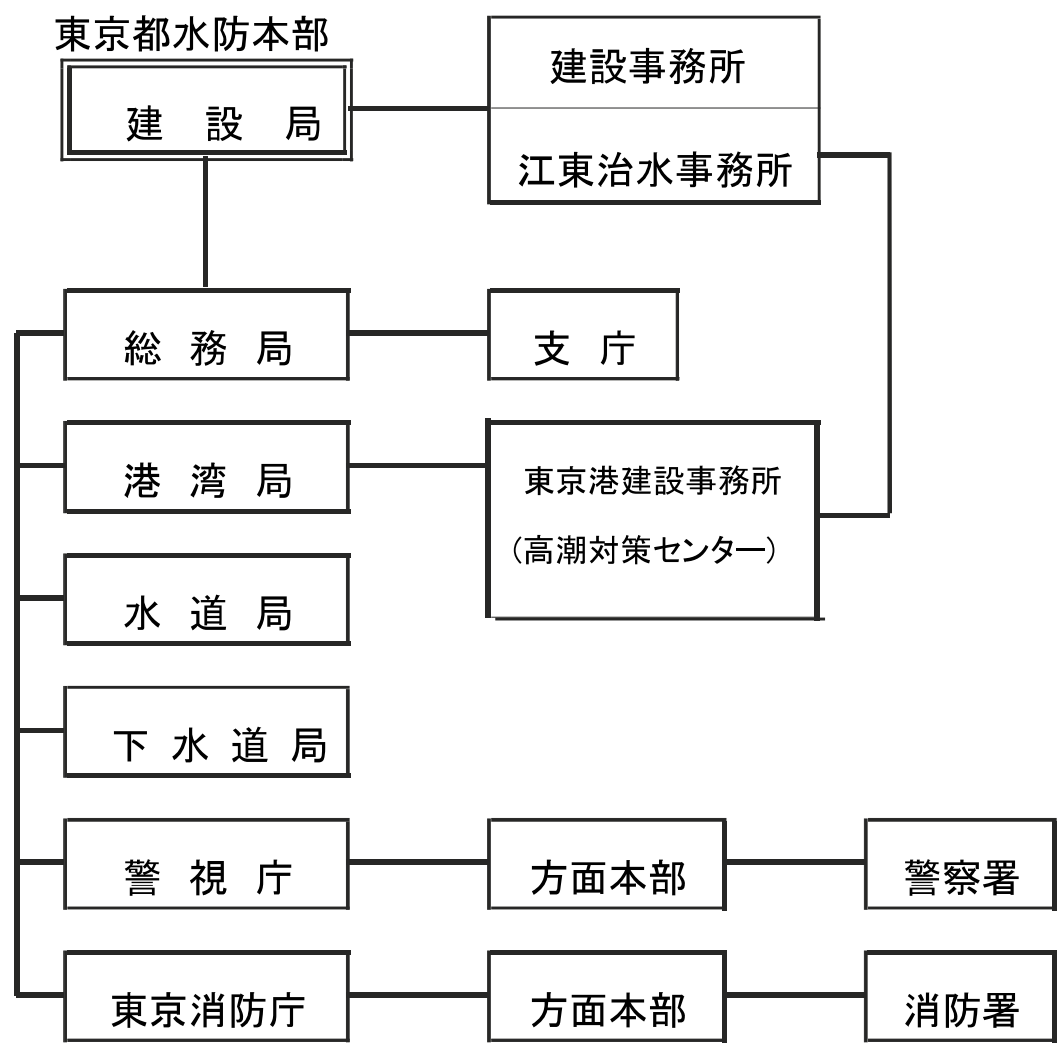
2. 東京都下の水防組織

洪水又は高潮の際には、東京都、水防管理団体、国土交通省、気象庁、警視庁、東京消防庁等関係機関が水防に当たる。



3. 都の水防組織

水防に係る都の組織は以下のとおり。





移動式排水ポンプ車



水防倉庫（墨田工区）

第7 道路・街路整備事業

1. 概 要

都市における道路は交通機能のほか整然とした街なみの形成、災害時の避難や延焼の防止、上下水道や電気・ガス等ライフラインの収容、さらには人々の交流や緑の空間として多様な機能をあわせもっており、重要な役割を担っている。

当所としては、環境を重視した「住みよいまちづくり」、都市の安全を確保する「防災に強い街まちづくり」をめざして、まちづくりの骨格となる道路、並びに災害時における避難路となる道路の整備を中心に事業を進めている。

具体的には建設局の整備方針に沿って、街路整備事業として放射第32号線(東陽町)、環状第3号線支1・2号線、環状第4号線(東向島)、補助第120号線(八広Ⅰ期・Ⅱ期)、補助第277号線(東水元)等を事業中である。

橋梁の事業として、環状第2号線豊洲大橋の橋梁新設事業及び小原橋、岩井橋の架替事業を実施中である。

また、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の特定整備路線として選定された放射第32号線(押上)、補助第142(南小岩)・143号線(東小岩)、補助第144号線(平井)が事業中である。

交通安全施設事業としては、交通事故を防止し、歩行者の安全や道路環境の改善を図るため、歩道整備、交差点改良や中央分離帯等の整備を主要地方道10号線(葛西橋通り)、国道14号(千葉街道)等で実施する。

また、都市防災機能の強化、安全で快適な歩行空間の確保、良好な都市景観の創出を図るため、平成26年12月に策定された東京都無電柱化推進計画(第7期)に基づき、五建施行で特例都道461号線(墨堤通り)、特例都道449号線(ゆりのき橋通り)等において15か所、(公財)東京都道路整備保全公社への委託施行で主要地方道10号線(清州橋通り、葛西橋通り)や特例都道476号線(丸八通り)等において18か所、既存ストック活用による電線管理者への委託施行で、主要地方道315号線(蔵前橋通り)や主要地方道319号線(三ツ目通り支線)等において3か所、それぞれ無電柱化事業を実施している。

注)既存ストック活用とは、電線管理者(東京電力、NTT等)が所有する管路やマンホール等の既存施設を、電線共同溝の一部として積極的に活用し、他の埋設物の支障移設を回避することにより、コスト縮減と工期短縮を図る電線共同溝の整備手法をいう。

都市計画事業調書

路 線 名	箇 所		幅 員 (m)	延 長 (m)	計 画 告 示	
	起 点	終 点			年 月 日	番 号
放射第16号線 ①	江東区新砂三丁目	江戸川区西葛西七丁目	26～40	1,920	H5. 12. 2	都1303
〃 16 〃 ②	江東区新砂三丁目	江東区新砂三丁目	30	700	－ 〃 －	〃
放射第16号線 及び補助第116号線	江東区南砂三丁目 江東区南砂三丁目	江東区新砂三丁目 江東区新砂三丁目	30～35 25～30	545 390	－ 〃 －	〃
放射29号線支線 1	江東区東砂六丁目	江東区東砂八丁目	15	190	S39. 2. 7	建148
放射第32号線(東陽町)	江東区東陽三丁目	江東区東陽五丁目	27	470	S22. 11. 26	戦災128
放射第32号線(押上)	墨田区押上三丁目	墨田区京島三丁目	20	860	S21. 3. 26	戦災3
放射第34号線支線 1	江東区豊洲六丁目	江東区有明一丁目	38.8～50	265	H5. 7. 19	都805
環状第 2 号線	江東区豊洲六丁目	中央区晴海四丁目	32. 3	550	－ 〃 －	〃
環状第 2 号線 及び放射第31号線	中央区晴海五丁目	港区東新橋一丁目	20～48	1,810	H19. 10. 4	都1278
環状第 3 号線 ①	江東区白河三丁目	江東区三好四丁目	30	245	S21. 3. 26	戦災3
〃 3 〃 ②	江東区三好四丁目	江東区木場五丁目	30	1,000	－ 〃 －	〃
〃 3 〃 ③	江東区木場二丁目	江東区木場五丁目	30	190	－ 〃 －	〃
〃 3号支線1. 2	江東区塩浜二丁目	江東区枝川二丁目	36～40	350	S21. 4. 25	戦災15
環状第 4 号線 ①	江東区南砂三丁目	江東区新砂三丁目	25	350	H5. 12. 2	都1303
〃 4 〃 ②	江東区新砂三丁目	江東区新砂三丁目	25	100	－ 〃 －	〃
〃 4 〃 ③	墨田区京島一丁目	墨田区八広一丁目	25	25	S22. 11. 26	戦災128
〃 4 〃 (東向島)	墨田区東向島三丁目	墨田区京島一丁目	25～30m	600	S21. 3. 26	戦災3
補助第109号線	荒川区南千住八丁目	足立区千住曙町	20	165	S43. 12. 28	都3950
補助第120号線(八広)	墨田区八広六丁目	墨田区八広四丁目	20	420	S21. 4. 25	戦災15
〃 120 〃 (八広②)	墨田区八広六丁目	墨田区東向島六丁目 及び八広五丁目	20～26	320	－ 〃 －	〃
〃 120 〃	墨田区八広四丁目	墨田区東墨田三丁目	20	675	－ 〃 －	〃
〃 120 〃 (平井北①)	墨田区東墨田三丁目	江戸川区平井七丁目	20	225	－ 〃 －	〃
〃 120 〃 (平井北②)	江戸川区平井六丁目	江戸川区平井七丁目	20	835	－ 〃 －	〃
〃 120 〃 (平井①)	江戸川区平井二丁目	江戸川区平井五丁目	20	585	－ 〃 －	〃
〃 120 〃 (平井②)	江戸川区平井二丁目	江戸川区平井四丁目	20	165	－ 〃 －	〃
〃 120 〃 (平井③)	江戸川区小松川三丁目	江戸川区平井一丁目	20～29	305	－ 〃 －	〃
〃 120 〃	墨田区八広五丁目	墨田区八広六丁目	20	22	－ 〃 －	〃

平成31年4月現在

当 初 事 業 年 度			変 更 事 業 年 度			道路区域変更・決定 告示番号		適 用
年 月 日	番 号	事 業 期 間	年 月 日	番 号	事 業 期 間			
H7. 11. 29	1, 875	H7. 11. 29～H16. 3. 31				H9. 3. 3	200	清砂大橋 完成
H10. 8. 28	1, 651	H10. 8. 28～H14. 3. 31				H11. 3. 1	220	環 4 ～新荒川橋梁 完成
H13. 3. 30	地整 212	H13. 3. 30～H19. 3. 31	H31. 3. 31	地整 104	H13. 3. 30～H33. 3. 31	H14. 5. 14	679 680	明治通り～環 4
H11. 3. 12	435	H11. 3. 12～H17. 3. 31	H28. 3. 31	地整 154	H11. 3. 12～H29. 3. 31	H15. 3. 10	258	放16～葛西橋通り
H19. 8. 16	地整 284	H19. 8. 16～H30. 3. 31			H19. 8. 16～H34. 3. 31	H21. 5. 20	800	放16(永代通り) ～東 陽五丁目(江東区役所)
H24. 10. 3	地整 359	H24. 10. 3～H31. 3. 31	H21. 3. 28	地整 117	H24. 10. 3～H35. 3. 31	H26. 5. 20	798	押上 3 ～京 島 3 【木密】
H14. 5. 15	地整 243	H14. 5. 15～H18. 3. 31				H14. 3. 1	212	木遣り橋 完成
H16. 5. 7	地整 194	H16. 5. 7～H21. 3. 31				H17. 7. 26	1, 010	豊洲大橋
H19. 12. 20	地整 382	H19. 12. 20～H28. 3. 31	H27. 7. 14	地整 294	H19. 12. 20～H. 33. 3. 31	H28. 6. 30	1, 196	勝どき五～築地五 築地大橋
S63. 6. 40	1, 482	S63. 6. 30～S68. 3. 31	H22. 3. 29	地整 124	S63. 6. 30～H24. 3. 31	H2. 4. 12	500	清洲橋通り～南側
S56. 1. 22	60	S56. 1. 22～S61. 3. 31	H12. 3. 30	958	S56. 1. 22～H14. 3. 31	H2. 4. 12	500	木場公園付近 完成
S63. 6. 30	1, 483	S63. 6. 30～S68. 3. 31	H13. 3. 30	地整 191	S63. 6. 30～H16. 3. 31	H1. 8. 3	831	首都高ランプ～ 永代通り 完成
H8. 8. 22	1, 747	H8. 8. 22～H15. 3. 31	H27. 3. 30	地整 166	H8. 8. 22～H32. 3. 31	H14. 10. 28	1, 248	鷗橋、白鷺橋
H9. 11. 28	2, 000	H9. 11. 28～H13. 3. 31	H13. 3. 30	地整 192	H9. 11. 28～H14. 3. 31	H12. 6. 27	854	区画整理地区から 北側 完成
H10. 8. 28	1, 651	H10. 8. 28～H14. 3. 31				H11. 3. 1	220	区画整理区域内 完成
H12. 11. 13	2, 145	H12. 11. 13～H18. 3. 31	H24. 1. 30	地整 19	H12. 11. 13～H29. 3. 31			京成押上線
H25. 6. 20	地整 304	H25. 6. 20～H32. 3. 31						東向島 4 ～京島 1
H14. 5. 15	245	H14. 5. 15～H18. 3. 31				H18. 2. 10	141	千住汐入大橋 完成
H15. 3. 5	地整 47	H15. 3. 5～H22. 3. 31	H31. 3. 28	地整 108	H15. 3. 5～H36. 3. 31	H16. 5. 28	924	京成押上線～ 補121
H23. 3. 31	地整 182	H23. 3. 31～H29. 3. 31	H29. 3. 31	地整 140	H23. 3. 31～H33. 3. 31	H28. 12. 22	2, 047	八広五丁目～国道 6号
S63. 6. 30	1, 488	S63. 6. 30～S68. 3. 31	H9. 3. 35	896	S63. 6. 30～H10. 3. 31	H10. 3. 2	157	補121～旧中川堤 防道路 完成
H6. 7. 25	1, 689	H6. 7. 25～H12. 3. 31	H12. 3. 30	974	H6. 7. 25～H15. 3. 31	H12. 1. 13	30	バス通り～旧中川 堤防道 完成
H7. 11. 29	1, 879	H7. 11. 29～H14. 3. 31	H20. 3. 18	地整 120	H7. 11. 29～H22. 3. 31	H13. 4. 17	590	蔵前橋通り～ バス通り 完成
S63. 6. 30	1, 487	S63. 6. 30～S68. 3. 31	H10. 3. 11	501	S63. 6. 30～H12. 3. 31	H8. 4. 15	488	総武線～南側区間 完成
H1. 6. 27	1, 237	H1. 6. 27～ H5. 3. 31	H8. 3. 22	919	H1. 6. 27～H10. 3. 31	H8. 4. 15	488	庚申塚通り～北側 完成
H 4 . 8 . 4	1, 389	H4. 8. 4～H11. 3. 31	H13. 3. 30	地整 167	H4. 8. 4～H14. 3. 31	H8. 11. 15	1, 253	京葉国道～甲申塚 通り 完成
H 7 . 9 . 7	1, 567	H7. 9. 7～H11. 3. 31	H11. 3. 16	602	H7. 9. 7～H12. 3. 31	H7. 9. 7	1, 567	京成押上線 (11年完了)

都市計画事業調書

路 線 名	箇 所		幅 員 (m)	延 長 (m)	計 画 告 示	
	起 点	終 点			年 月 日	番 号
補助第136号線 ②	足立区東和一丁目	葛飾区西亀有三丁目	15～21	230	S22. 11. 26	戦災128
〃 136 〃 ①	葛飾区西亀有三丁目	葛飾区西亀有三丁目	15	175	- 〃 -	〃
〃 136 〃 ④	葛飾区西亀有三丁目	葛飾区西亀有一丁目	15	435	- 〃 -	〃
〃 136 〃 ③	葛飾区亀有一丁目	葛飾区亀有三丁目	15	470	- 〃 -	〃
〃 136 〃 ⑤	葛飾区亀有二丁目	葛飾区新宿二丁目	15	750	- 〃 -	〃
補助第140号線	葛飾区立石二丁目	葛飾区四つ木二丁目	18	10. 5	- 〃 -	〃
補助第142号線(南小岩) 【木密・特定整備路線】	江戸川区南小岩五丁目	江戸川区東小岩四丁目	16	560	- 〃 -	〃
補助第142号線(南小岩五)	江戸川区南小岩五丁目	江戸川区南小岩四丁目	16	160	- 〃 -	〃
補助第142号線(東小岩四)	江戸川区東小岩五丁目	江戸川区東小岩四丁目	16	160	- 〃 -	〃
補助第143号線 ①	江戸川区東小岩四丁目	江戸川区鹿骨三丁目	15	910	- 〃 -	〃
〃 143 〃 ②	江戸川区鹿骨二丁目	江戸川区鹿骨三丁目	15	670	- 〃 -	〃
〃 143 〃 ③	江戸川区鹿骨二丁目	江戸川区鹿骨二丁目	15	395	- 〃 -	〃
〃 143 〃 ④	江戸川区上篠崎四丁目	江戸川区谷河内二丁目	15～18	610	- 〃 -	〃
〃 143 〃 (江戸川)	江戸川区江戸川一丁目	江戸川区東篠崎二丁目	15～24. 5	530	- 〃 -	〃
補助第143号線(東小岩) 【木密・特定整備路線】	江戸川区東小岩六丁目	江戸川区南小岩八丁目	15	620	- 〃 -	〃
補助第144号線 ①	江東区新砂三丁目	江東区東砂八丁目	15	100	S25. 3. 2	建112
〃 144 〃 ②	江東区東砂六丁目	江東区東砂八丁目	15	495	- 〃 -	〃
補助第144線(平井) 【木密・特定整備路線】	江戸川平井四丁目	江戸川区平井二丁目	15	460 (整備490)	S39. 2. 7	建148
補助第144号線(東砂)	江東区東砂五丁目	江東区東砂六丁目	20	385	S25. 3. 2	建112
補助第277号線 放射第13号線 ①	葛飾区東金町三丁目	葛飾区東金町四丁目	16～19	450	S41. 7. 30	2, 428
補助第277号線 ②	葛飾区東金町三丁目	葛飾区東水元二丁目	16	460	- 〃 -	〃
補助第277号線(東水元)	葛飾区東水元一丁目	葛飾区東水元二丁目	16	410	- 〃 -	〃

平成31年 4 月現在

当 初 事 業 年 度			変 更 事 業 年 度			道路区域変更・決定 告示番号		適 用
年月日	番号	事 業 期 間	年月日	番号	事 業 期 間			
S63. 6. 30	1, 489	S63. 6. 30～S68. 3. 31	H13. 3. 30	地整 163	S63. 6. 30～H17. 3. 31	H5. 9. 16	1, 027	常盤線～①区間 完成
S59. 6. 30	1, 097	S59. 6. 30～S65. 3. 31	H2. 2. 7	214	S59. 6. 30～H4. 3. 31	H1. 6. 17	683	完成
H2. 6. 28	1, 248	H2. 6. 28～H9. 3. 31	H14. 3. 27	地整 186	H2. 6. 28～H19. 3. 31	H6. 4. 12	476	①区間～曳舟川 完成
H1. 6. 27	1, 238	H1. 6. 27～H8. 3. 31	H13. 3. 30	地整 162	H1. 6. 27～H19. 3. 31	H6. 4. 12	476	曳舟川～環七通 り
H 4. 8. 4	1, 390	H4. 8. 4～H12. 3. 31	H21. 3. 17	地整 68	H4. 8. 4～H22. 3. 31	H 5. 4. 5	431	環 七 通 り ～ 補 276
H15. 2. 24	地整 27	H15. 2. 24～H25. 3. 31	H25. 1. 15	地整 9	H15. 2. 24～H36. 3. 31			京成押上線
H27. 1. 6	地整 5	H27. 1. 6～H33. 3. 31				H27. 10. 30	1, 582	南小岩 5 ～東小 岩 4 【木密】
H27. 6. 11	地整 276	H27. 6. 11～H34. 3. 31				H27. 10. 30	1, 582	南小岩 5 ～南小 岩 4
H27. 6. 11	地整 277	H27. 6. 11～H34. 3. 31				H27. 10. 30	1, 582	東小岩 5 ～東小 岩 4
S55. 5. 30	1, 068	S55. 5. 30～S65. 3. 31	H12. 3. 30	983	S55. 5. 30～H14. 3. 31	S61. 3. 20	298	完成
S61. 6. 19	1, 073	S61. 6. 19～S67. 3. 31	H4. 2. 6	221	S61. 6. 19～H9. 3. 31	H6. 4. 22	531	完成
H 7. 9. 7	1, 570	H7. 9. 7～H13. 3. 31	H18. 3. 7	地整 82	H7. 9. 7～H21. 3. 31	H14. 3. 13	280	鹿骨街道～本郷 用水路 完成
H10. 8. 28	1, 653	H10. 8. 28～H17. 3. 31	H17. 3. 30	地整 202	H10. 8. 28～H21. 3. 31	H13. 9. 28	1, 191	本郷用水路～京 葉道路 完成
H14. 3. 27	地整 148	H14. 3. 27～H21. 3. 31	H24. 3. 29	地整 114	H14. 3. 27～H26. 3. 31	H15. 10. 14	1, 136	篠 崎 街 道 ～ 特 450
H26. 9. 19	地整 352	H26. 9. 19～H33. 3. 31				H27. 10. 22	1, 548	東小岩 6 ～南小 岩 8 【木密】
H7. 11. 29	1, 875	H7. 11. 29～H16. 3. 31				H15. 3. 10	258	放16～北側 (H15完了)
H11. 3. 12	435	H11. 3. 12～H17. 3. 31	H28. 3. 17	地整 154	H11. 3. 12～H29. 3. 31	H15. 3. 10	258	放16～葛西橋通 り
H27. 2. 24	地整 72	H27. 2. 24～H33. 3. 31				H27. 3. 2	280	平井 2 ～旧中川 【木密】
H27. 8. 20	地整 323	H27. 8. 20～H34. 3. 31						葛西橋通り～北 側
H9. 6. 26	1, 377	H9. 6. 26～H16. 3. 31	H22. 3. 29	地整 122	H9. 6. 26～H24. 3. 31	H13. 4. 6	556	旧水戸街道～東 金町四丁目(バス
H15. 3. 5	地整 48	H15. 3. 5～H22. 3. 31	H25. 3. 28	地整 169	H15. 3. 5～H27. 3. 31	H15. 5. 11	852	①工区～東水元 公園
H23. 6. 10	地整 248	H23. 6. 10～H30. 3. 31			H23. 6. 10～H35. 3. 31	H25. 5. 1	700	東水元一丁目～ 補276

2. 街路整備事業

(1) 放射第16号線（環状第4号線・補助第116号線含む）

本路線は、永代通りの延伸で江東区と江戸川区を結ぶ主要幹線道路である。

放射第16号線の計画区間は、江東区の明治通り（日曹橋）から江戸川区清新町に至る延長約3.2kmであり、清新町側から三区間に分け事業認可を得て整備を進めてきたが、平成17年度に日曹橋側の三期区間の歩道整備を行い、放射第16号線の全区間が完成した。

① 第一期区間・・・「清砂大橋」橋梁部（江東区新砂三丁目～江戸川区清新一丁目）

当該区間は、平成7年度に都市計画事業認可を得て事業に着手し、平成16年3月に供用開始を行い完成した。

② 第二期区間・・・新砂土地区画整理事業地内（江東区新砂三丁目地内）

当該区間は、「清砂大橋」橋梁部に接続する約700mの区間であり、平成10年8月に事業認可を得て事業に着手した。

新砂地区土地区画整理事業地内を貫通するため、道路用地は土地区画整理事業により確保された。

また、当土地区画整理事業地内には「高齢者福祉・医療複合施設」の建設計画があったことから、ライフラインの供給や交通動線確保のため、平成13年8月には暫定交通開放を行った。

平成15年度には歩道整備を行い、当該区間が完成した。

③ 第三期区間・・・補助第116号線（明治通り）～環状第4号線（江東区南砂三丁目～江東区新砂三丁目）

本箇所は、永代通り（放16）の現道から計画線への導入を図る545m区間で、平成13年3月に補助第116号線（明治通り・L＝390m）と合わせて事業認可を取得し、放射第16号線については、平成16年3月の清砂大橋の完成に合わせ、四車線交通開放を行った。平成15年度～16年度にCCB工事、平成17年度には歩道整備工事を行い、放射第16号線全区間が完成した。

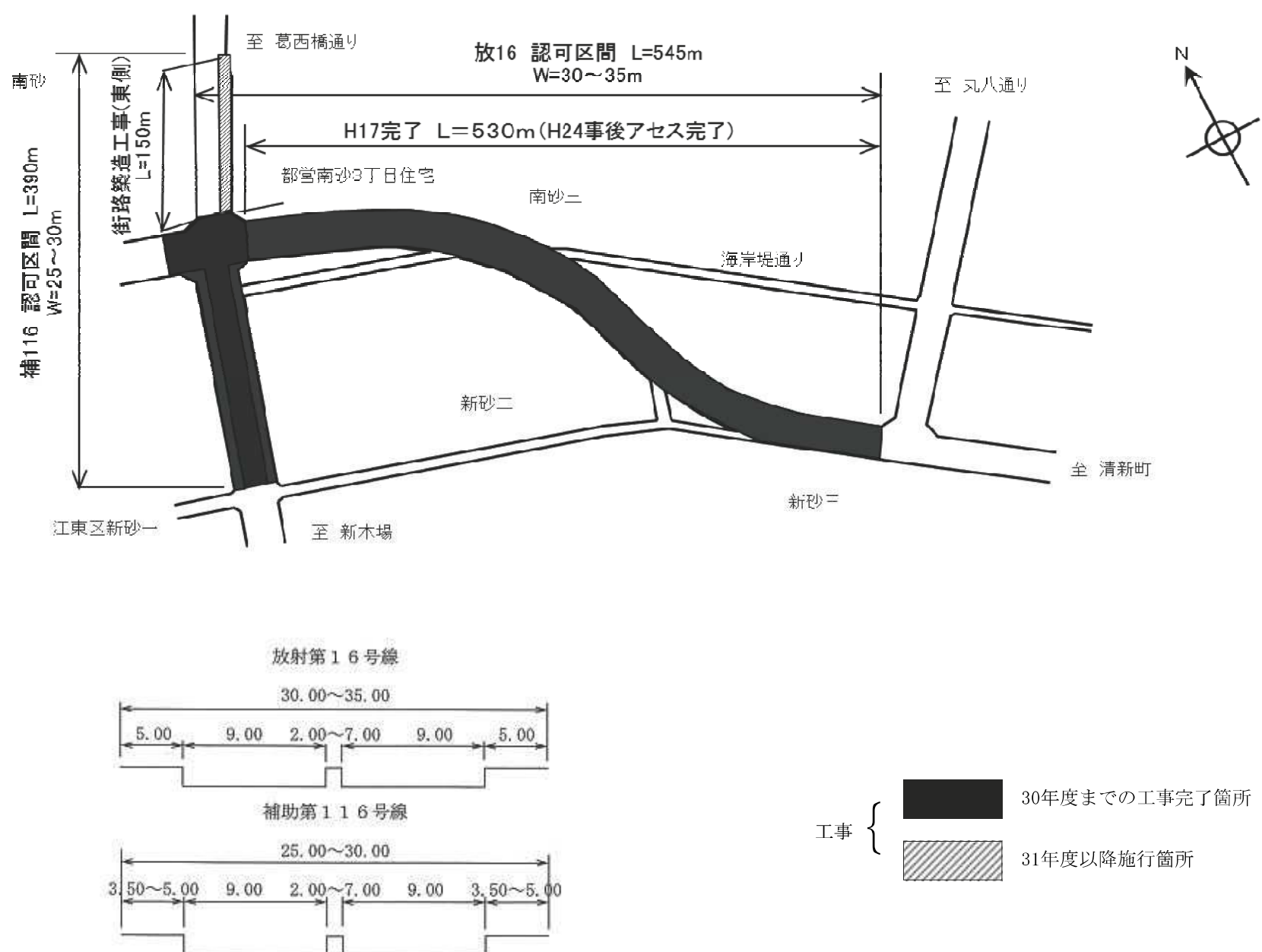
補助第116号線については、平成18年度から街路築造工事に着手しており、平成22年度は歩道舗装工事を実施し、南側部分が完成した。平成23年度から北側部分の工事に着手している。平成31年度以降、東側の街路築造工事を実施する。



放射第16号線 清砂大橋を望む



補助第116号線 日曹橋交差点から新木場方面を望む



(2) 放射第29号線支線1号線及び補助第144号線（江東区東砂六丁目、東砂七丁目及び東砂八丁目）
補助144号線の事業区間は、葛西橋通りから放射16号線までの延長595mである。また、放射29号線支線1号線の事業区間は延長190mである。

両線とも、放射16号線（清砂大橋、新砂地区）と葛西橋通り（放29）、新大橋通り（放31）、京葉道路（放15）を荒川右岸で連絡する道路として整備を行うものである。

補助144号線は第一期区間として平成7年11月（100m）、第二期区間として平成11年3月（495m）事業認可を得、放射29号線支線1号線は平成11年3月（190m間）に事業認可を得て事業着手した。

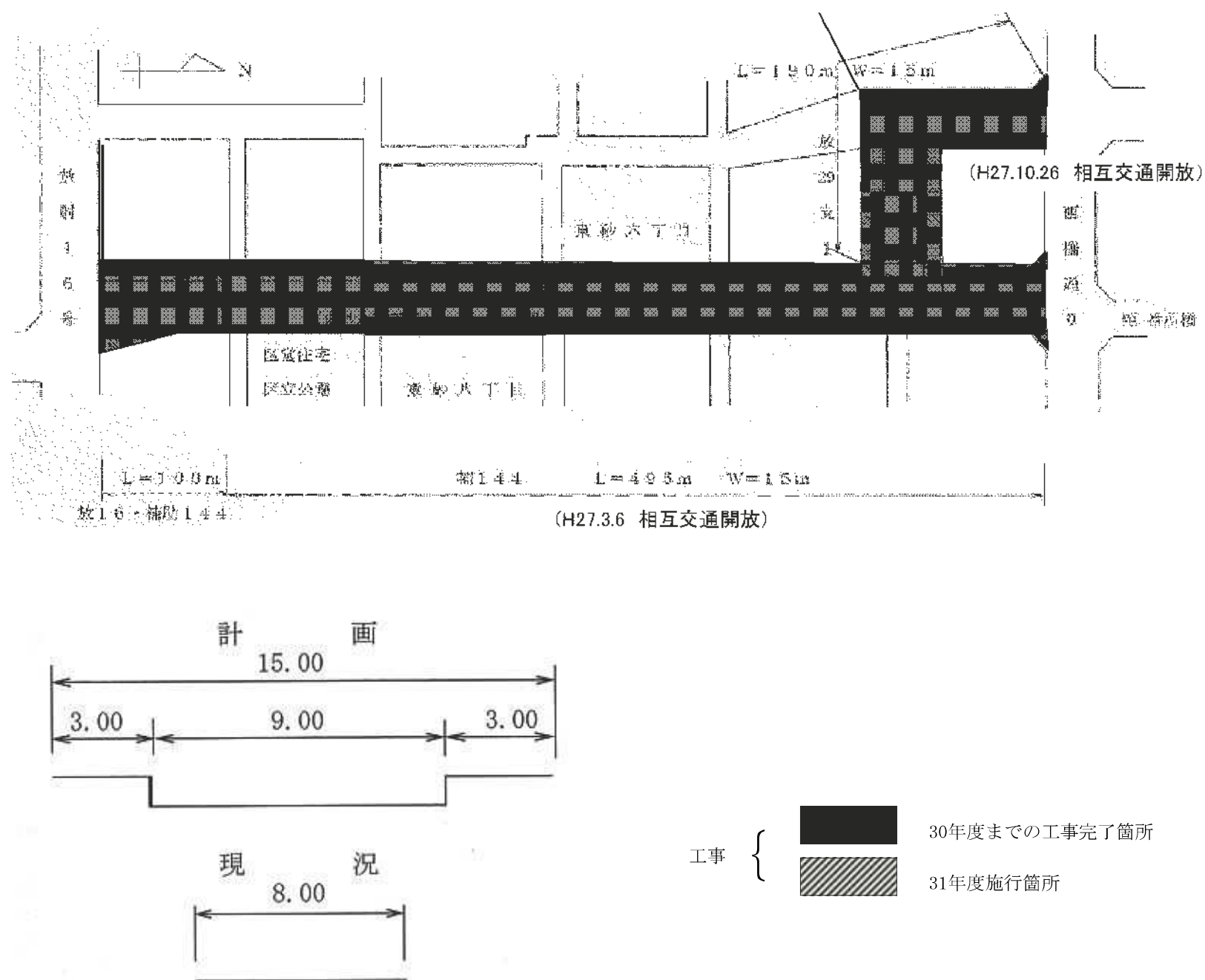
(用地関係)

平成10年度から用地取得に着手し、平成26年度に完了した。

(工事関係)

平成18年度から、補助144号線南側区間の街築・CCB工事に着手しており、平成21年度に歩道整備工事を実施し、南側区間について完成した。北側区間は平成27年度に無電柱化が完了後、歩道整備工事に着手し、平成28年度に完了した。

放射29号線支線1号は、平成20年度に工事着手しており、平成31年度は、家屋補償の手続を実施する。



(3) 放射第32号線（四ツ目通り） 江東区東陽三丁目から東陽五丁目まで（東陽町地区）

放射第32号線は、江東区塩浜二丁目から墨田区京島一丁目に至る延長約6.3kmの放射方向の路線で、都市の骨格を形成する重要な幹線道路である。

このうち、地下鉄東陽町駅と江東区役所や学校などが面し、歩行者の多い江東区東陽三丁目から東陽五丁目まで470m区間の都道について、平成19年8月16日に都市計画事業認可を取得し、事業を進めている。

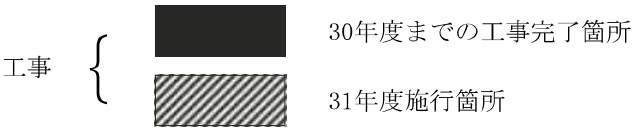
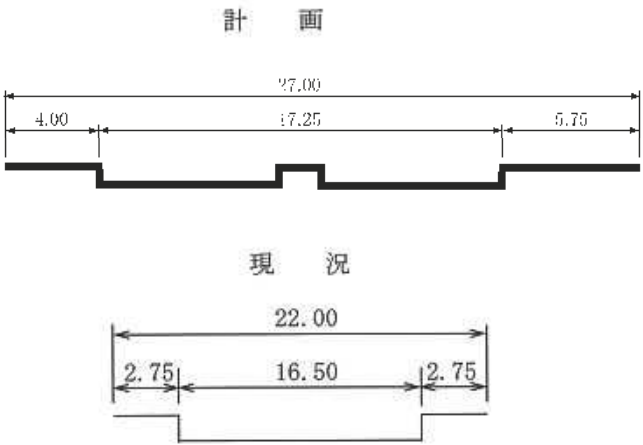
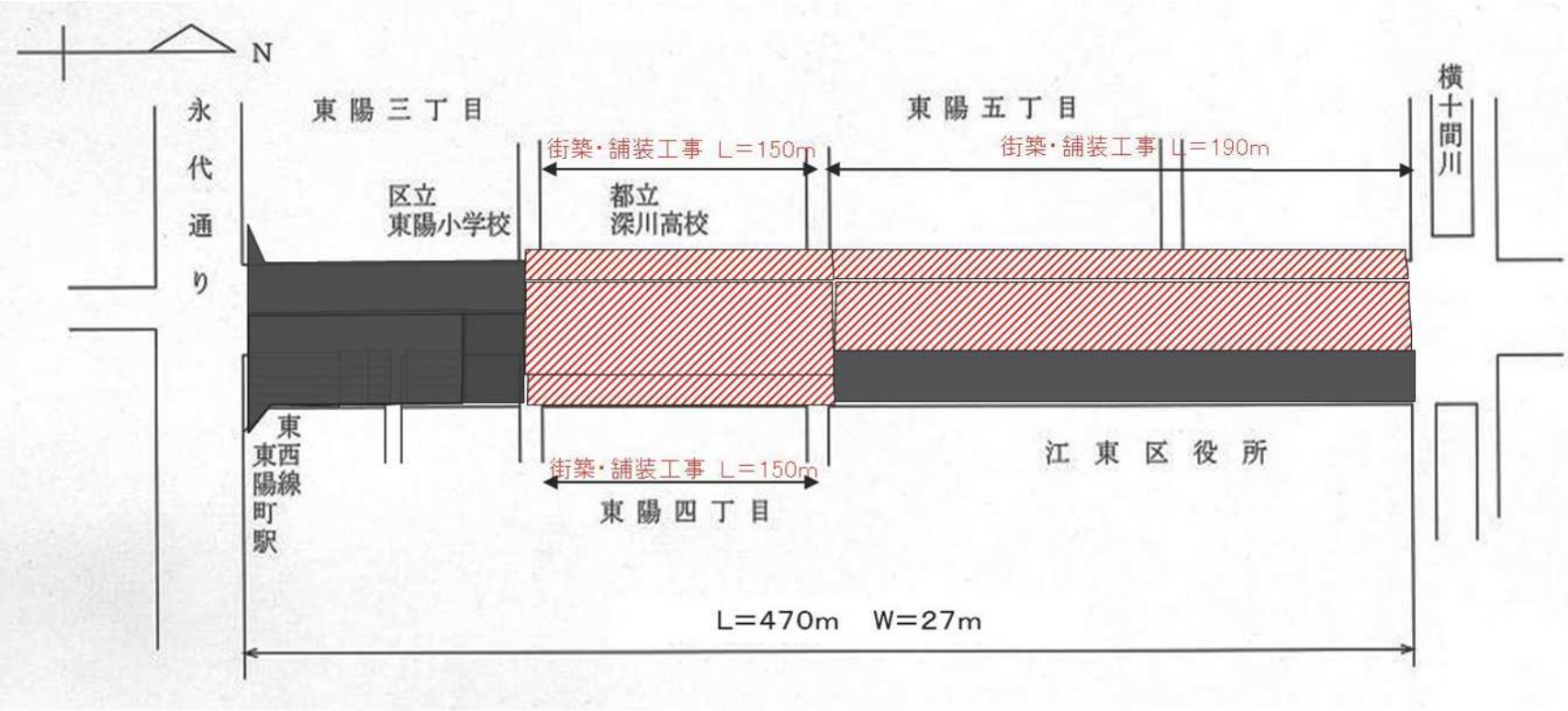
本区間の整備により、狭隘な歩道を拡幅するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することにより、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。

(用地関係)

平成20年度から用地取得に着手し、平成28年度に完了した。

(工事関係)

平成23年から工事に着手しており、平成31年度は、引き続き街路築造・舗装工事を行う。



(4) 環状第2号線

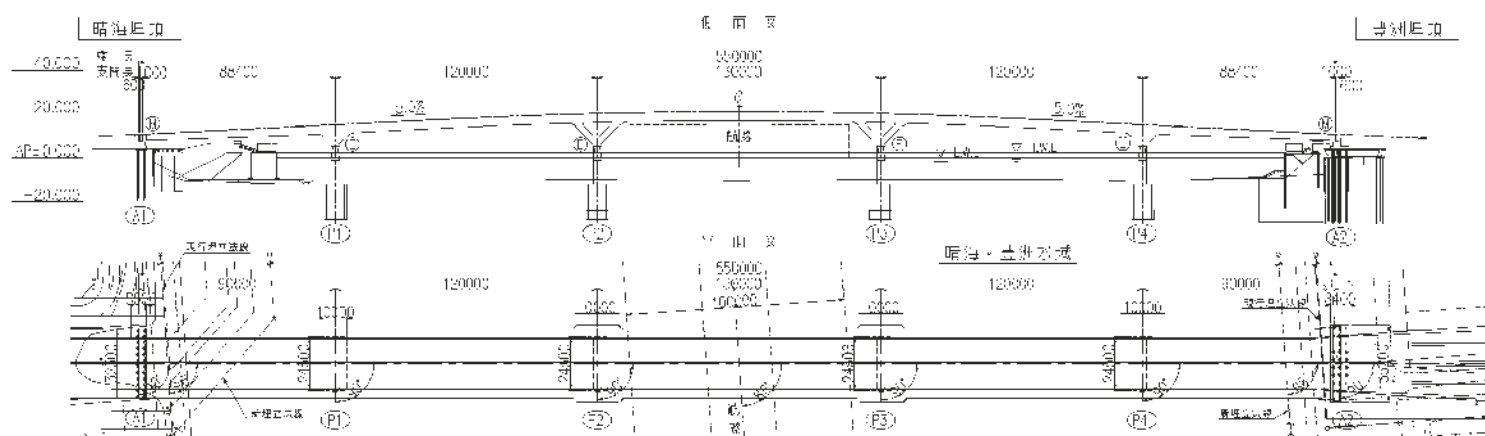
環状第2号線は江東区有明から中央区、港区などを経て千代田区神田佐久間町を結ぶ、全14kmの幹線道路で、このうち、江東区有明から港区東新橋間は、都心部と臨海部とを結ぶ重要な幹線道路として、平成5年7月に都市計画決定した。

① 豊洲大橋（江東区豊洲六丁目～中央区晴海四丁目）

本路線は、臨海部の骨格幹線を形成する道路であり、都心部と晴海・豊洲地域や臨海部の交通・物流ネットワークを強化して、周辺道路の交通渋滞解消に寄与するとともに区画整理事業と連携した地域の開発促進を図り、災害発生時に緊急避難路を確保するものである。

平成16年5月に事業認可(L=550m)を受け、同年12月下旬工事着手、平成20年11月桁架設を完了した。

平成24年度～27年度に上部仕上げ工事を実施しており、平成29年度からは交通開放に必要な工事を実施している。

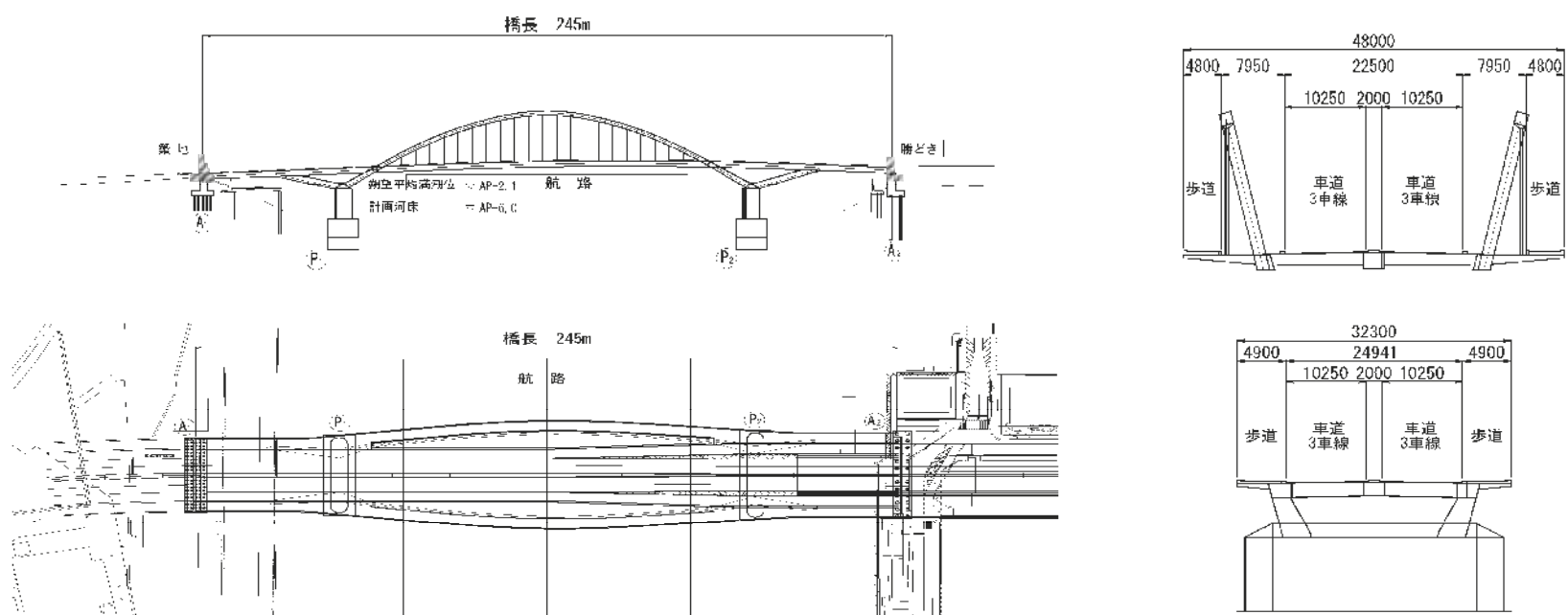


② 築地大橋（中央区勝どき五丁目から～中央区晴海五丁目）

中央区晴海から汐留間（1.8Km）については、平成19年10月に都市計画変更（地下トンネルから平面・橋梁形式）し、平成19年12月に事業認可を取得した。

本橋は当該区間のうち隅田川に架かる橋梁で、隅田川の第一橋である勝鬨橋の下流に建設されることから、新たな隅田川の第一橋にふさわしい橋とするため、平成16年度、橋梁形式選定委員会により橋梁形式の決定、また、平成20年度は橋梁の色彩・デザインについて専門的な知識・経験を有する委員により景観意匠検討委員会を実施し、橋梁詳細設計を完了した。

平成22年度～25年度に下部工事、平成23年度～26年度は鋼けた製作・架設工事、平成26年度～27年度は上部仕上げ工事を実施した。



(5) 環状第3号線支線1、2号線（江東区塩浜二丁目～枝川一丁目）

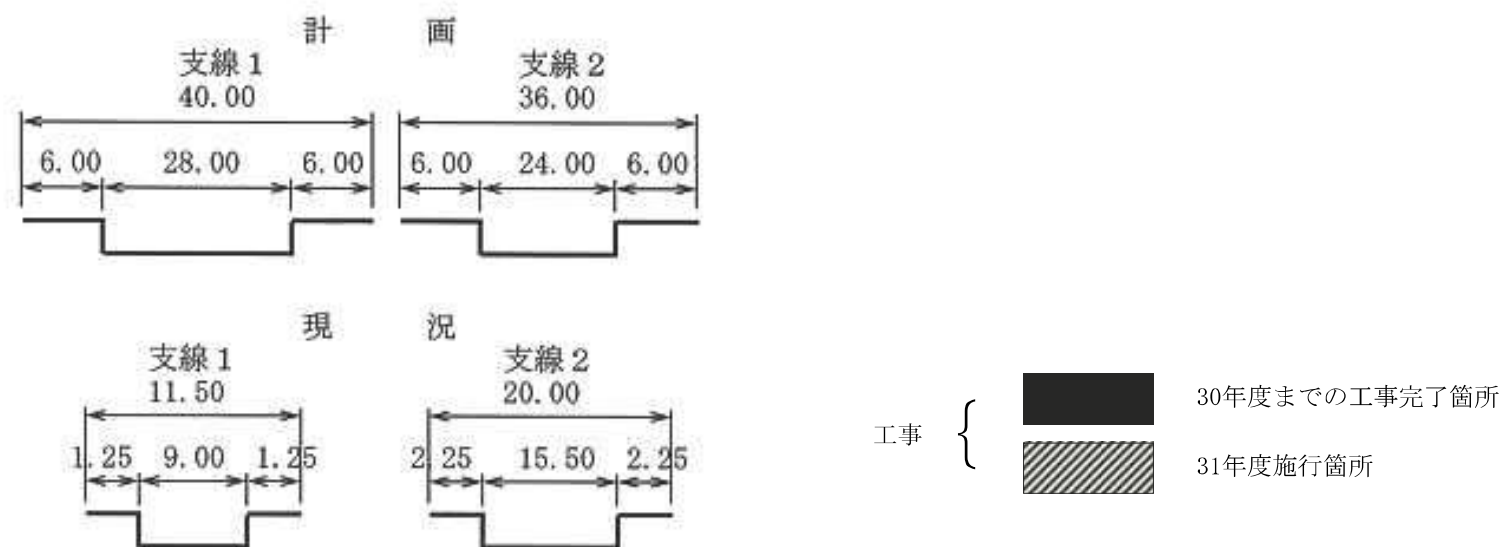
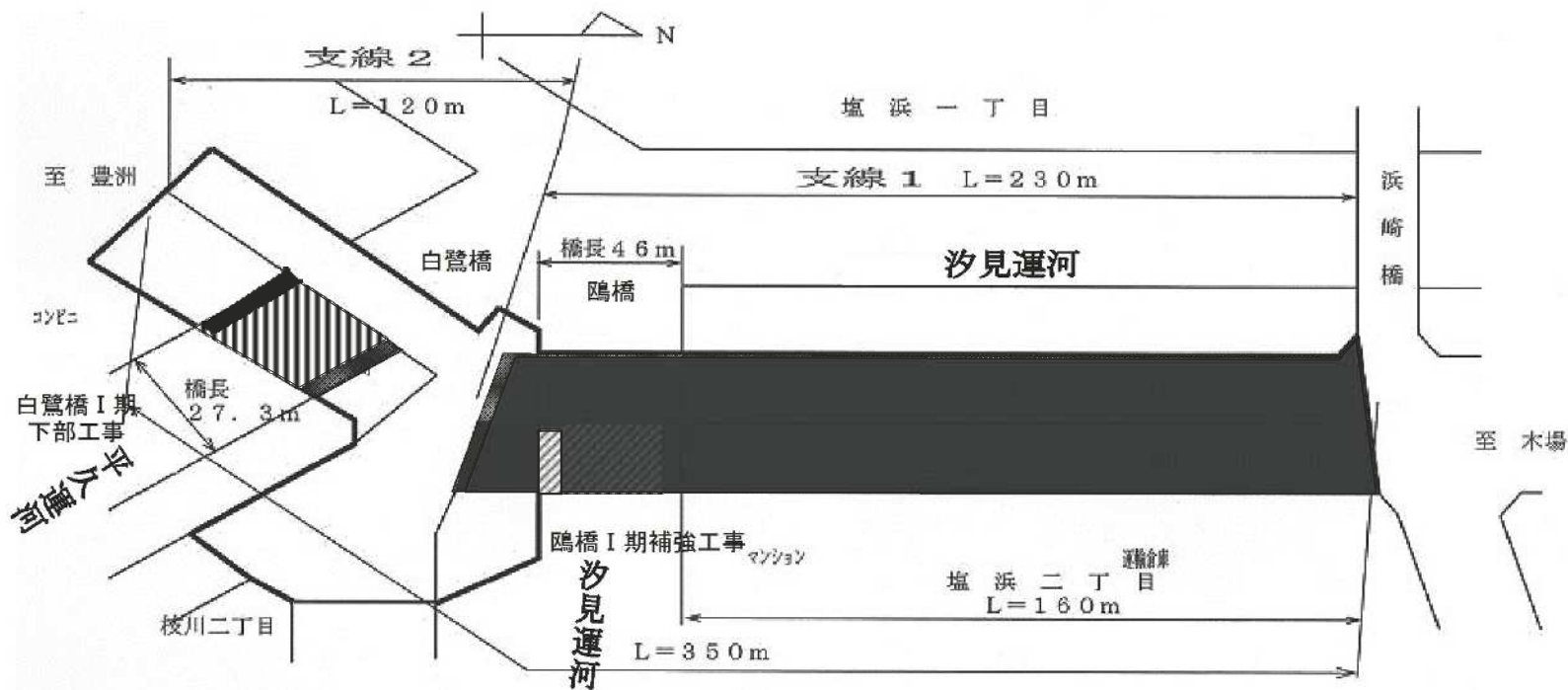
環状3号線支線1,2号線は、江東方面及び豊洲を経て臨海副都心とを連絡する臨海地区の基幹的幹線道路である。本事業は、未整備区間となっている鷗橋及び白鷺橋区間（延長350m）を整備することにより、臨海副都心へのアクセス向上に寄与するものである。

用地取得については、一部概成整備を行うこととして平成13年度に完了した。
(工事関係)

鷗橋は、現道路を確保しながら2分割施工とし、平成10年度から平成14年度で一期〔拡幅側〕の橋梁及び取付け道路工事を施工し、平成15年4月交通切替を完了した。

都の財政状況の悪化から平成15年度以降は休止となっていたが、平成19年度から二期（旧橋側）の工事を再開し平成23年度に鷗橋の二期側の橋梁の上部工事及び一部街築工事をを行った。平成24年度に橋梁上部工事及び街路築造工事を完了した。

また、平成25年度からは、鷗橋の橋梁下部の補強工事に着手している。
なお、白鷺橋も鷗橋と同様に現道路を確保しながら、2分割施工で平成23年度から架替工事に着手している。平成31年度は、下部工事及び仮栈橋撤去工等を実施する。



(6) 環状第4号線（明治通り） 墨田区東向島四丁目～京島一丁目 （東向島）

環状第4号線は、港区高輪三丁目を起点とし、新宿・文京・豊島・北・荒川・台東・墨田を経て、江東区新砂三丁目に至る全長約 29 kmの都市計画道路である。

本区間は、向島百花園入口交差点から京成押上線の曳舟駅交差点までの延長600mを、平成25年6月20日に事業認可を取得した。

本事業では、現道幅員約21mを計画幅員25m～30mに拡幅（東側の片側拡幅）する。

無電柱化を実施するとともに、自転車走行空間を確保し、歩行者や自転車利用者が安全して通行できるよう整備する。また、慢性的に渋滞となっている国道6号(水戸街道)と交差する、東向島交差点の渋滞を緩和させる。

なお、本区間終点部において、京成押上線連立事業が平成27年8月22日に高架化となり、踏切が除却された。

- (経緯)
- 平成24年 8月22日

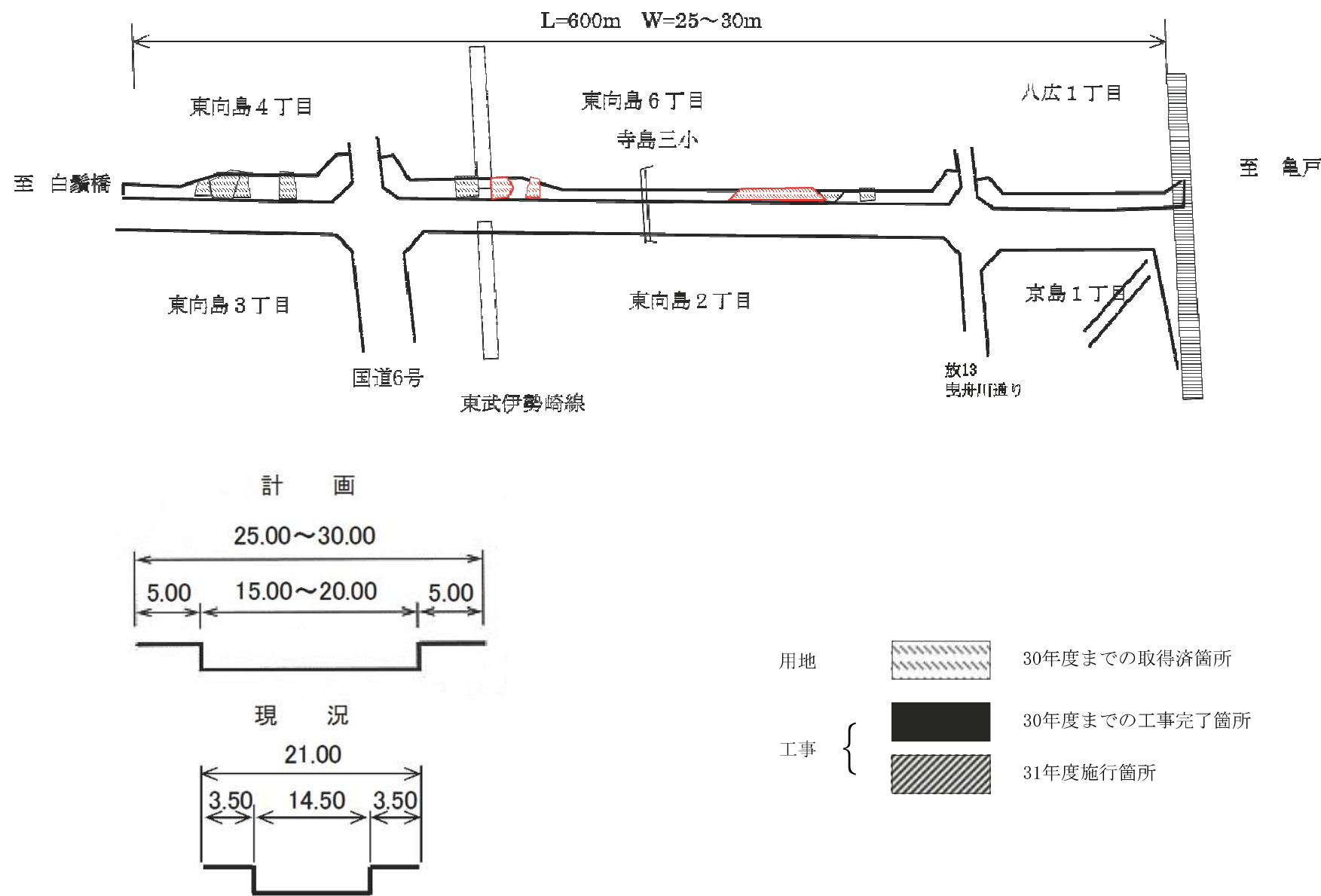
事業概要及び測量説明会
- 平成25年 6月20日

事業認可取得
- 平成25年 9月26日

用地説明会

(用地関係)

平成25年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約33%である。



(7) 補助第120号線

本路線は、墨田区と江戸川区を連絡する地域生活の中心的役割を果たす道路であり、防災拠点（白鬚地区、亀戸・大島・小松川地区）を結ぶ防災避難道路として整備するものである。本路線の整備により、地域の道路交通の利便性の向上や防災性が向上するとともに、ゆったりとした歩道空間を生み出す。

平成7年から事業を進めていた平井北区間（新設道路）については、平成21年5月9日に交通開放を行うとともに、平成21年度には歩道整備工事行い事業が完了した。

① 八広Ⅰ期（墨田区八広四丁目～八広六丁目）

補助121号線～京成押上線区間420mについて平成15年3月5日に事業認可を取得し、事業に着手した。

(用地關係)

平成 15 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 96%である。

(工事関係)

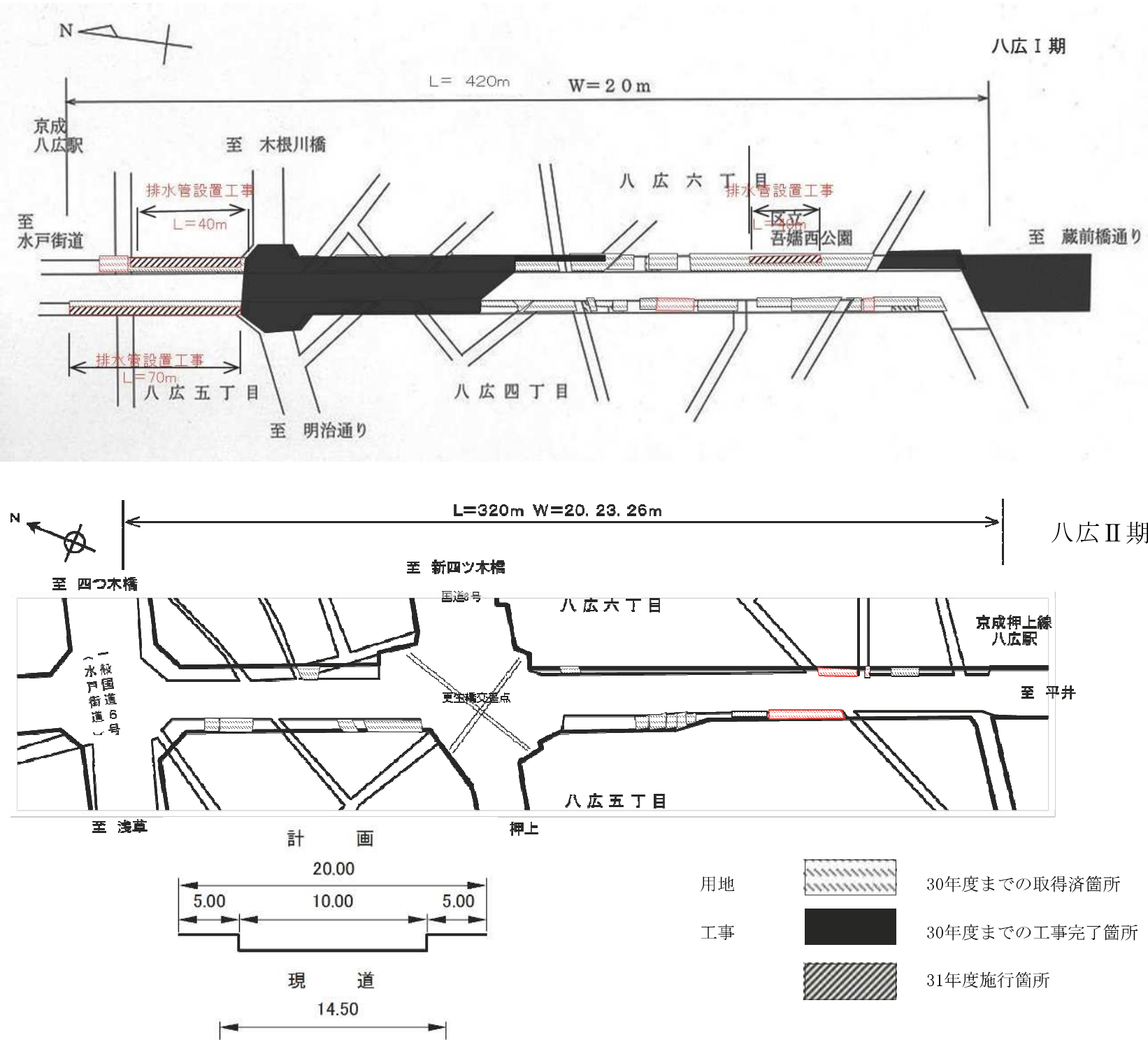
平成 22 年度から一部の下水道工事に着手し、平成 31 年度は引き続き排水管設置工事を行う。

② 八広Ⅱ期（墨田区八広六丁目～八広五丁目）

京成押上線～国道6号区間320mについて平成23年3月31日に事業認可を取得し、事業に着手した。

(用地関係)

平成 23 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 32%である。



(9) 補助第 1 4 3 号線

本路線は、通称柴又街道として葛飾区、江戸川区の東部地域を南北に連絡する道路である。

平成 7 年度から都立篠崎公園事業と連携して事業を進めていた篠崎地区については、平成21年度にすべてが完了し、公園と一体となった電柱の無い広い道路が完成している。平成14年度からは、江戸川区江戸川一丁目地区で事業に着手した。

江戸川区江戸川一丁目

篠崎街道から旧江戸川堤防間530mについて、平成14年3月都市計画事業認可を得て事業に着手した。

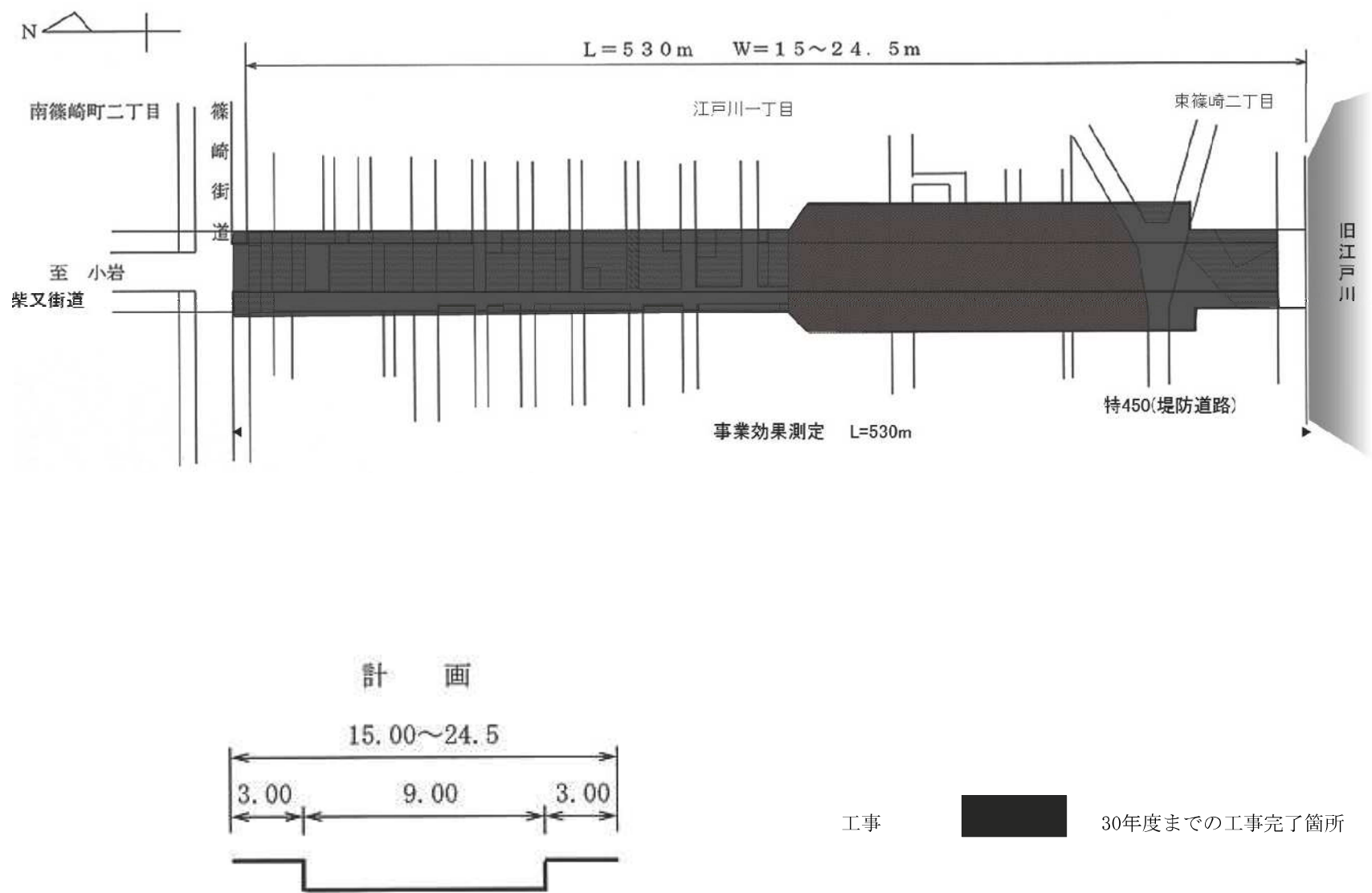
同区間には旧江戸川を渡河する橋梁計画もあるが、事業着手時期及び整備主体も未定であり、当面は平面整備を行う。

(用地関係)

平成14年度から用地取得に着手し、平成23年度に完了した（なお平成14年度から22年度までは江戸川区への委託による）。

(工事関係)

平成22年度から工事に着手し、平成25年度に街築・道路舗装の工事竣工し、平成26年2月21日に交通開放を行った。平成26年度から家屋補償の手続きを進めており、平成31年度は引き続き家屋補償を実施する。



(10) 補助第144号線（江東区東砂五丁目、東砂六丁目）

補助第144号線は、江戸川区平井二丁目から江東区夢の島三丁目に至る延長約6.5kmの都市計画道路である。

本区間は、葛西橋通り（側道）から北側完成部までを、平成27年8月20日に事業認可を取得した。

本事業は、現道幅員15mを計画幅員20mに拡幅する。無電柱化を実施するとともに、自転車走行空間を確保し、歩行者や自転車利用者が安全して通行できるよう整備する。

なお、本区間と隣接する北側区間は平成15年度に完了、南側区間は平成28年度に完了した。

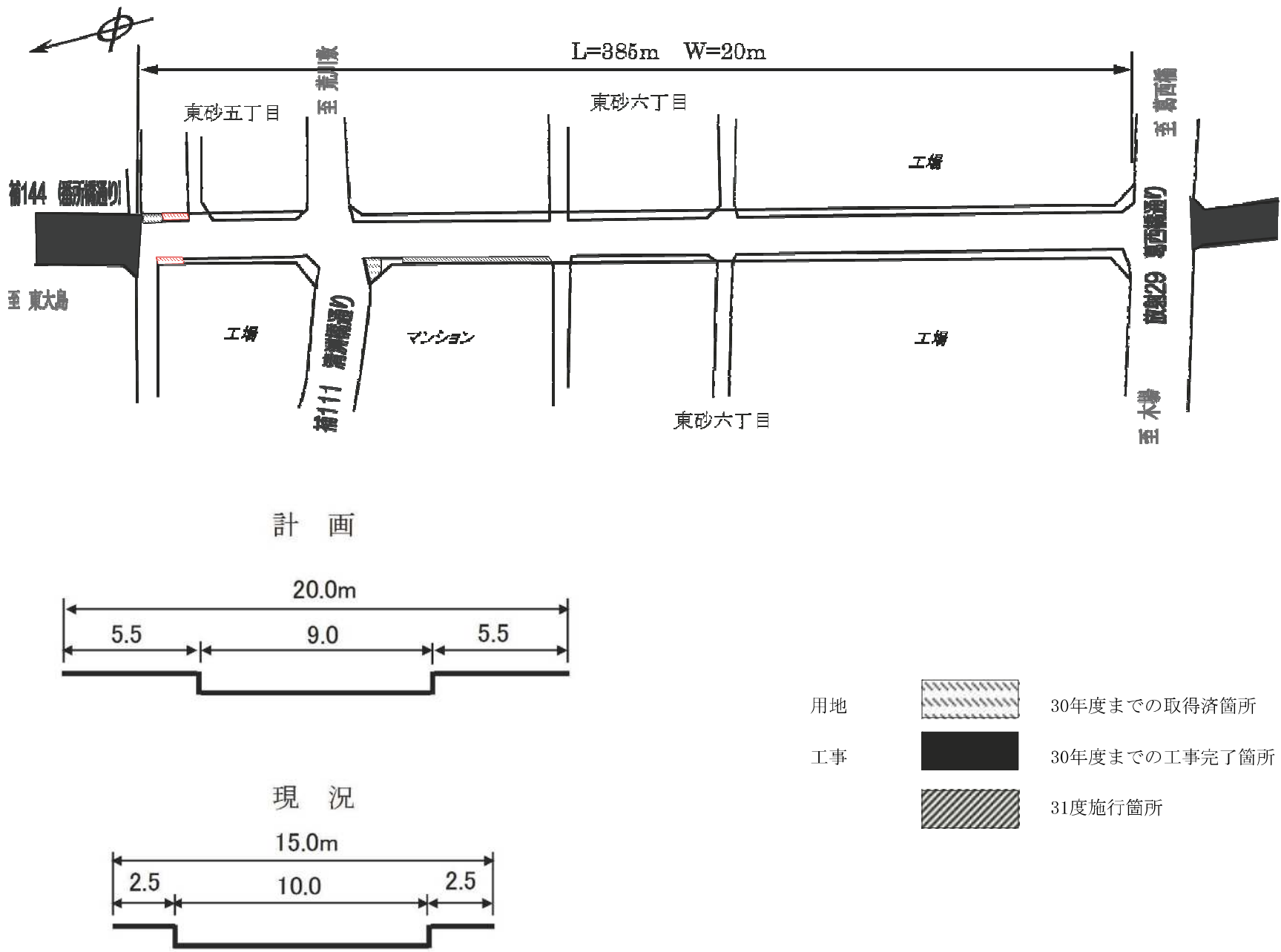
（経緯） 平成25年12月 3日 事業概要及び測量説明会

平成27年 8月20日 事業認可取得

平成27年11月26日 用地説明会

（用地関係）

平成27年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は21％である。



(11) 補助第 2 7 7 号線（放射第 1 3 号線含む）（葛飾区東金町三丁目～東水元一丁目）

本路線は、旧水戸街道から岩槻橋を通り、埼玉県との境を流れる大場川に至る道路である。

このうち、旧水戸街道から約450m（放13 L＝ 105m、補277 L＝345m）については、第一期事業区間として平成 9 年 6 月に都市計画事業認可を得て事業に着手した。また、第二期事業区間として平成15 年3月5日に460m区間の事業認可を得て15年度から事業着手した。さらに、第三期事業区間として平成23 年6月10日に410m区間の事業認可を得て、事業着手した。

(用地関係)

第一期事業区間は、平成9年度から用地取得に着手し、平成22年度に完了した。

第二期事業区間は、平成14年度から用地取得に着手し、平成24年度に完了した。

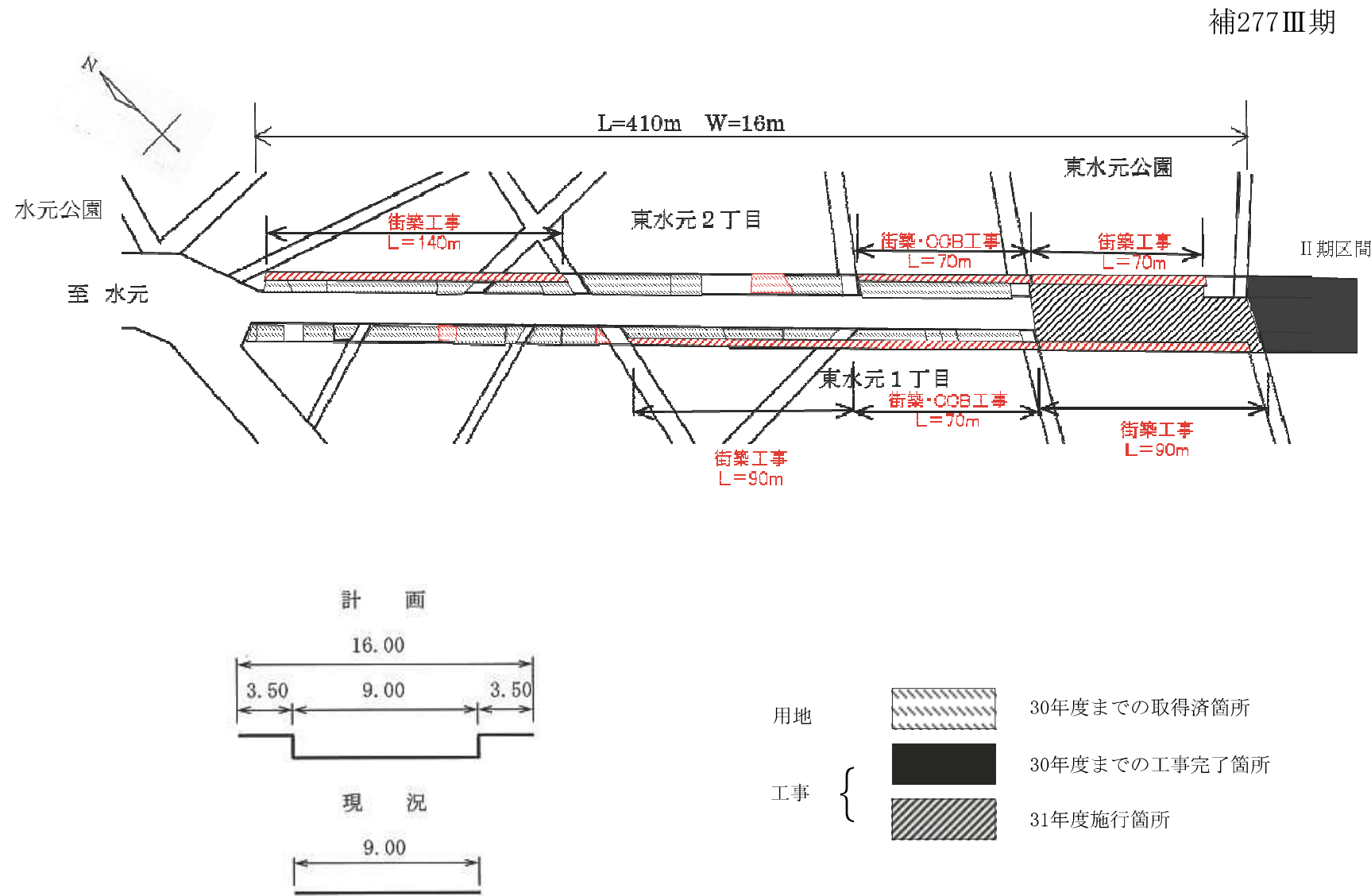
第三期事業区間は、平成23年度から用地取得に着手し、平成30年度末の取得率は約94％である。

(工事関係)

第一期区間は、平成 15 年度から街築・C C B 工事に着手し、平成 22 年度に工事完了した。

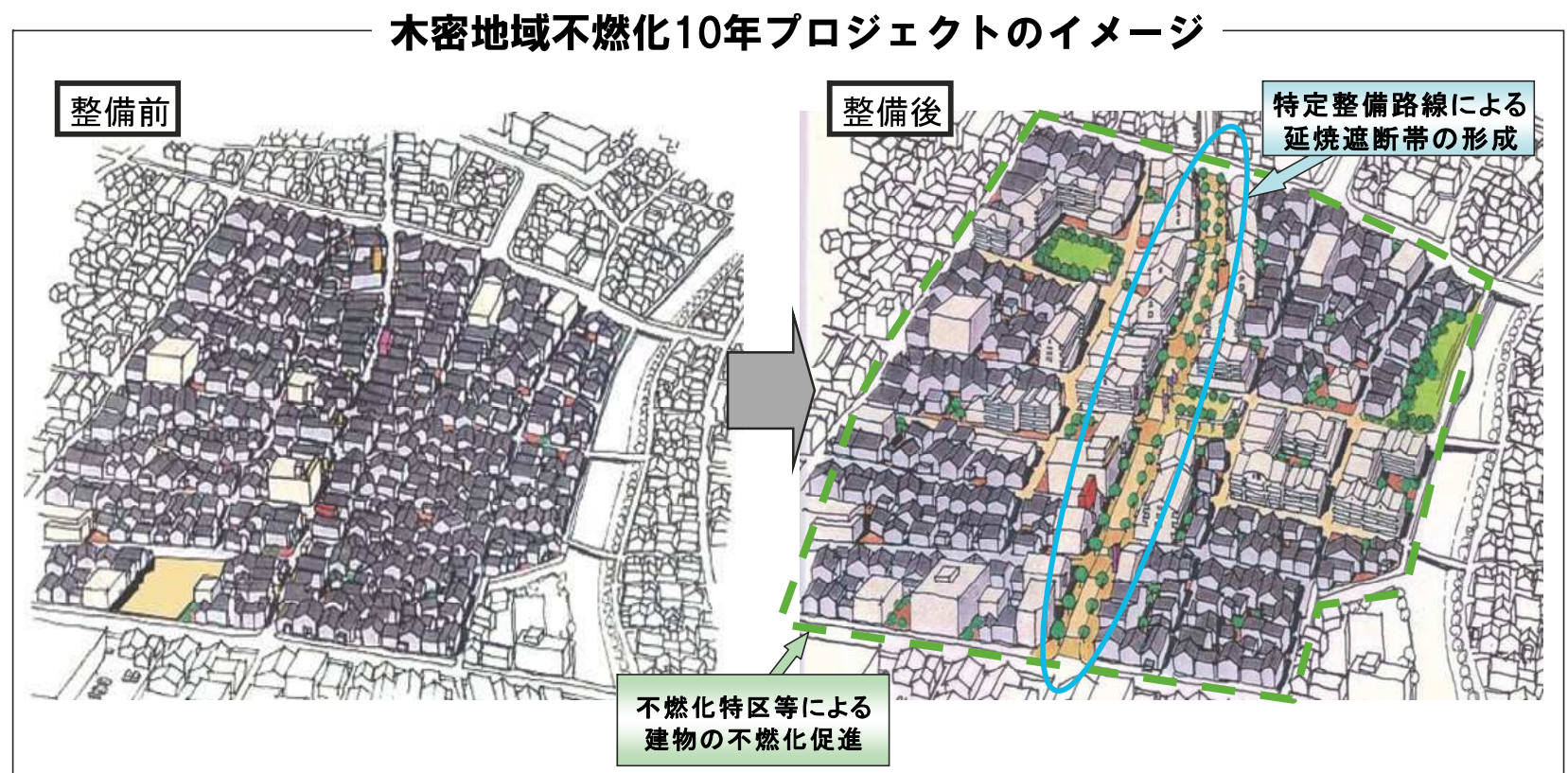
第二期区間は、平成 21 年度から工事に着手し、平成 26 年度に工事完了した。

第三期区間は、平成 28 年度から C C B 工事に着手し、平成 31 年度は、引き続き街路築造工事及び C C B 工事を実施する。



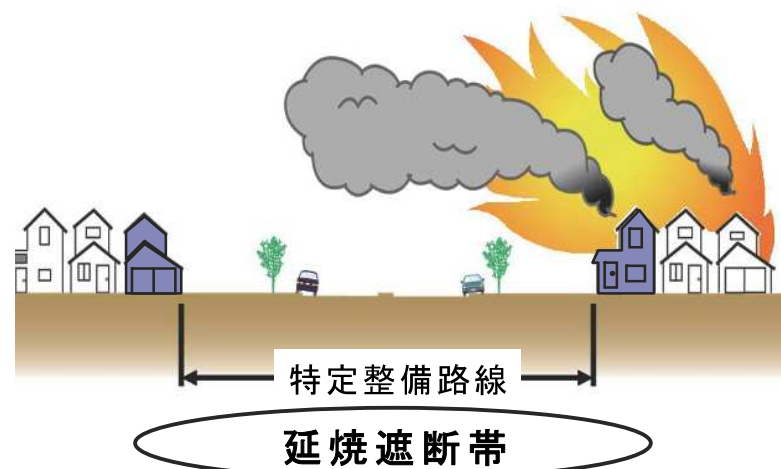
～木密地域不燃化10年プロジェクト～

東京都は、東日本大震災の発生以降、首都直下型地震が差し迫った状況を踏まえ、平成24年1月に「木密地域不燃化10年プロジェクト」を策定した。木密地域のなかで、震災時に特に甚大な被害が想定される約6,900haの整備地域を対象に、延焼遮断帯の形成（特定整備路線）や市街地の不燃化促進（不燃化特区）の取組を重点的・集中的に実施し、「燃え広がらない・燃えないまち」の実現を目指している。



特定整備路線は、市街地の延焼を遮断して避難路や救援活動の空間となり、整備地域の防災性の向上を図る都施行の都市計画道路であり、平成25年4月1日に28区間・約25kmを指定した。

これにより、延焼遮断帯を形成する都市計画道路の整備と市街地の不燃化を一体的に進め、より高い施策効果を発現させる。



第五建設事務所は、4路線(3地域)が特定整備路線に指定されている。

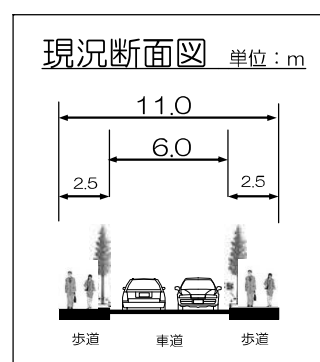
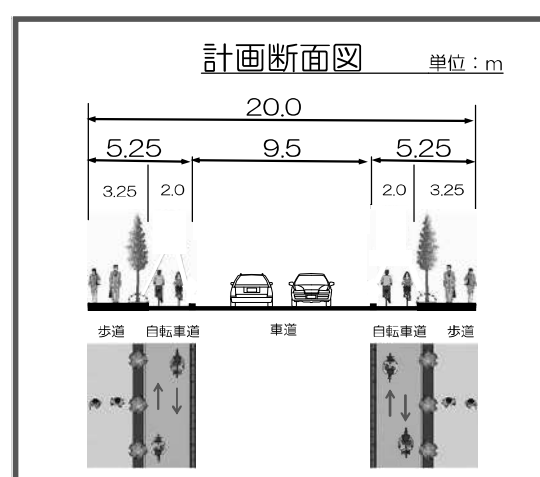
- ① 放射第32号線(押上)〈墨田区押上三丁目～京島三丁目〉平成24年10月事業認可 延長約860m
- ② 補助第142号線(南小岩)〈江戸川区南小岩五丁目～東小岩四丁目〉平成27年1月事業認可 延長約560m
- ③ 補助第143号線(東小岩)〈江戸川区東小岩六丁目～南小岩八丁目〉平成26年9月事業認可 延長約620m
- ④ 補助第144号線(平井)〈江戸川区平井二丁目〉平成27年2月事業認可 認可延長約460m(整備延長490m)

放射第32号線は、江東区塩浜二丁目から墨田区京島一丁目に至る延長約6.3kmの放射方向の路線で、都市の骨格を形成する重要な幹線道路である。

本区間の整備により、狭隘な歩道を拡幅するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することで、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。また、沿道における墨田区の都市防災不燃化促進事業等と連携して延焼遮断帯を形成し、地域の防災機能の向上を図る。

(用地関係)

(工事関係)



(13) 補助第 142 号線【国道 14 号】(千葉街道) 江戸川区南小岩五丁目から東小岩四丁目まで(南小岩地区)

補助第 142 号線は、江戸川区中央一丁目から北小岩一丁目に至る延長約 3.9 kmの放射方向の東京都管理の国道で、都市の骨格を形成する重要な幹線道路である。

このうち、江戸川区南小岩五丁目から同区東小岩四丁目までの 560m区間の東京都が管理する国道について、平成 27 年 1 月 6 日に都市計画事業の認可を取得し、事業を進めている。

本区間の整備により、狭隘な歩道を拡幅するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することで、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。また、沿道における江戸川区の都市防災不燃化促進事業と連携して延焼遮断帯を形成し、地域の防災機能の向上を図る。

なお、本区間は、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の特定整備路線に指定されている。

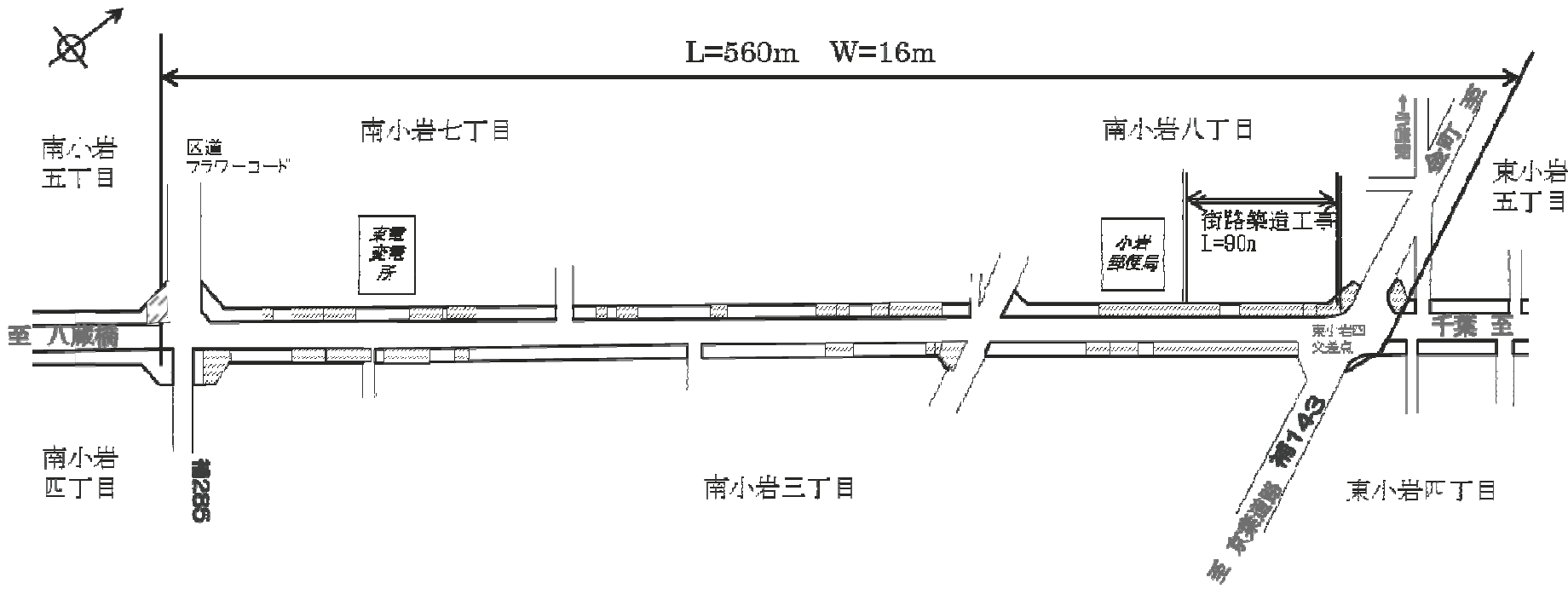
(用地関係)

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 50%※である。

※平成 21 年度から平成 25 年度までの東小岩四交差点改良事業(二次すいすい)における用地取得を含む。

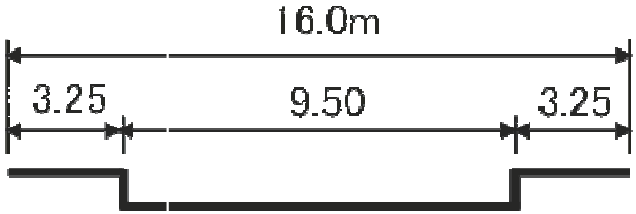
(工事関係)

平成 30 年度から排水管設置工事を実施している。

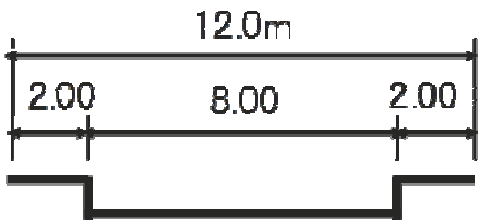


用地  30年度までの取得済箇

計 画



現 況



(14) 補助第 143 号線（柴又街道） 江戸川区東小岩六丁目から南小岩八丁目まで（東小岩地区）

補助第 143 号線は、葛飾区金町二丁目から江戸川区南篠崎町二丁目に至る延長約 10.1 kmの南北道路で、葛飾区、江戸川区の東部地域を補完する重要な補助線道路である。

このうち、江戸川区東小岩六丁目から同区南小岩八丁目までの 620m区間の都道について、平成 26 年 9 月 19 日に都市計画事業の認可を取得し、事業を進めている。

本区間の整備により、狭隘な歩道を拡幅するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することで、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。また、沿道における江戸川区の都市防災不燃化促進事業と連携して延焼遮断帯を形成し、地域の防災機能の向上を図る。

なお、本区間は、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」の特定整備路線に指定されている。

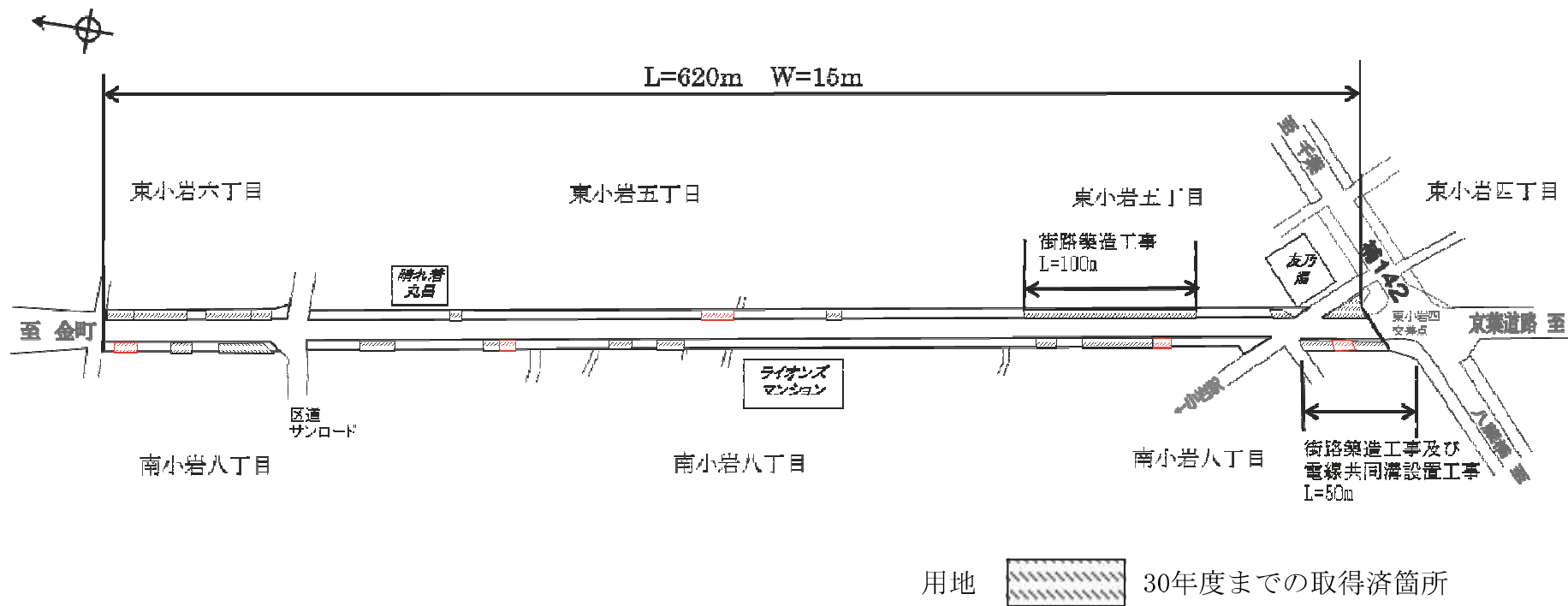
(用地関係)

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 度末の取得率は約 45%※である。

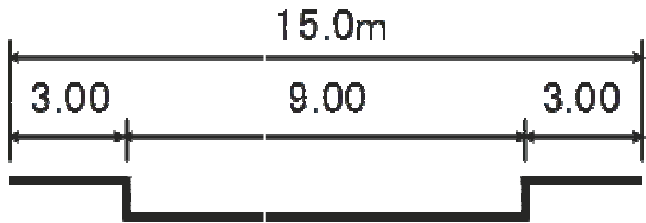
※平成 21 年度から平成 25 年度までの東小岩四交差点改良事業（二次すいすい）における用地取得を含む。

(工事関係)

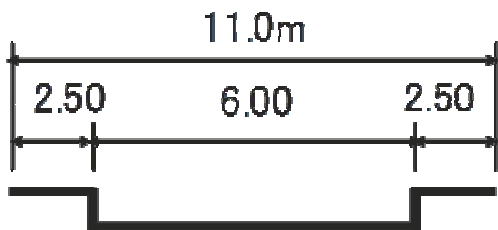
平成 30 年度から排水管設置工事を実施している。



計 画



現 況



(15) 補助第 144 号線 江戸川区平井二丁目 (平井地区)

補助第 144 号線は、江戸川区平井二丁目から江東区夢の島三丁目に至る延長約 6.5 km の南北道路で、江戸川区の西部地域及び江東区の東部地域を補完する重要な補助線道路である。

このうち、江戸川区平井二丁目の460m区間の区道について、平成27年2月24日に都市計画事業の認可を取得して事業を進めている。また、旧中川河川敷までの任意整備区間30mを含め、東京都施行として整備する延長は490mである。

本区間の整備により、歩道を新設するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することで、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。また、沿道における江戸川区の都市防災不燃化促進事業と連携して延焼遮断帯を形成し、地域の防災機能の向上を図る。

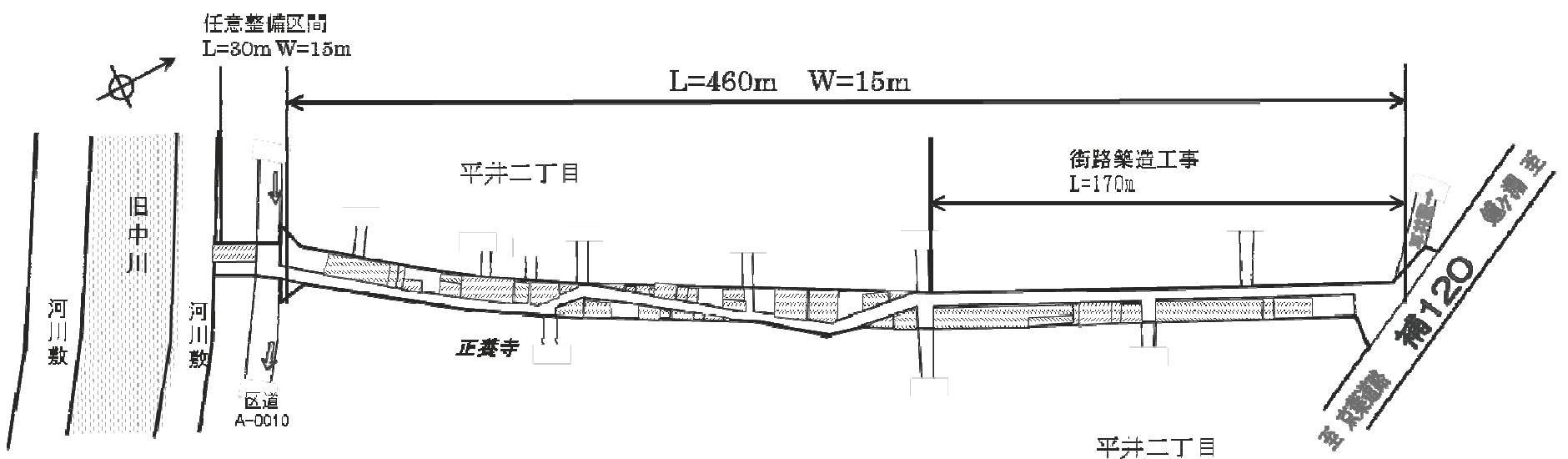
なお、本区間は、「木密地域不燃化10年プロジェクト」の特定整備路線に指定されている。

(用地関係)

平成 26 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 86%である。

(工事関係)

平成 30 年度から排水管設置工事を実施している。



(16) 補助第 142 号線【国道 14 号】(千葉街道) 江戸川区南小岩五丁目から南小岩四丁目まで(南小岩五地区)

補助第 142 号線は、江戸川区中央一丁目から北小岩一丁目に至る延長約 3.9 kmの放射方向の東京都管理の国道で、都市の骨格を形成する重要な幹線道路である。

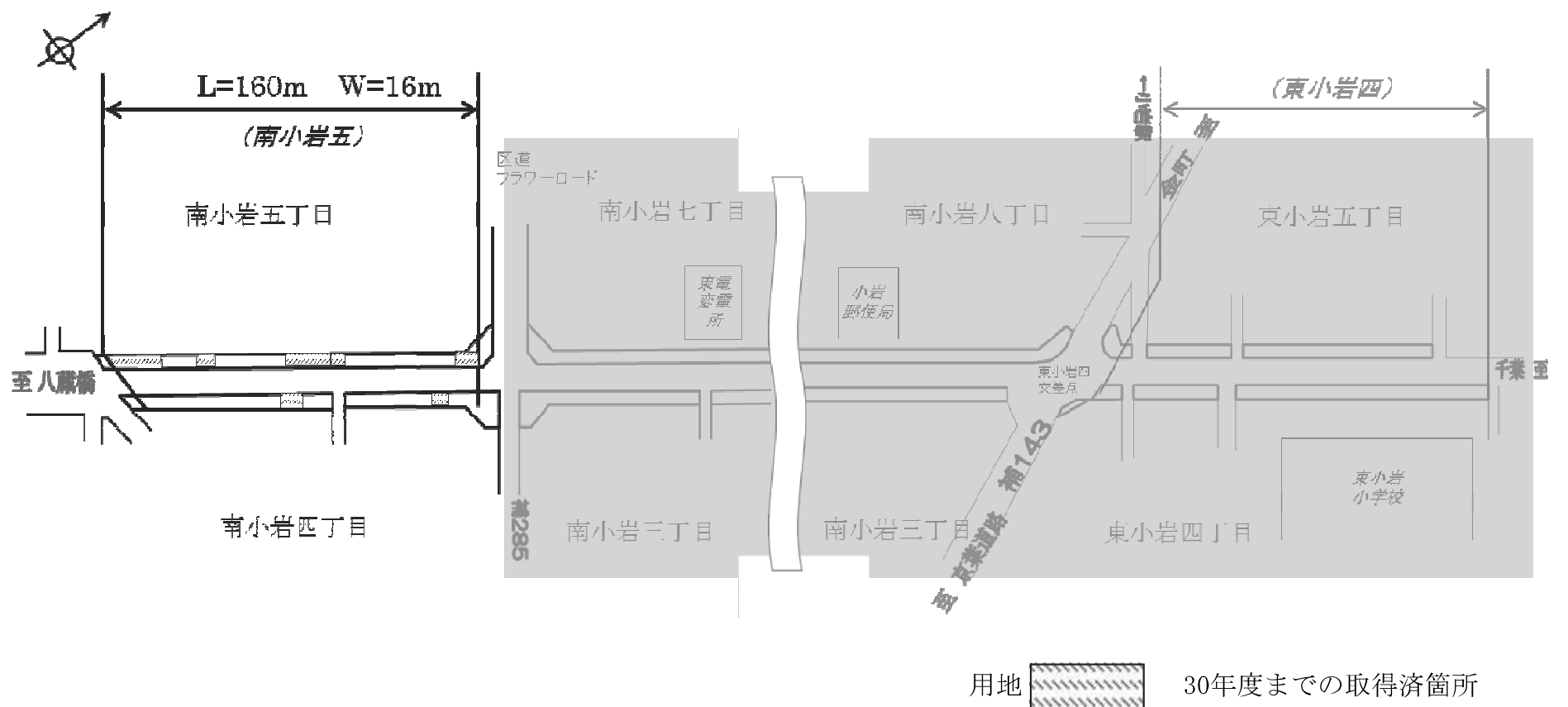
このうち、江戸川区南小岩五丁目から同区南小岩四丁目までの 160m区間の東京都が管理する国道について、平成 27 年 6 月 11 日に都市計画事業の認可を取得し、事業を進めている。

本区間の整備により、狭隘な歩道を拡幅するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することで、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。また、沿道における江戸川区の都市防災不燃化促進事業と連携して延焼遮断帯を形成し、地域の防災機能の向上を図る

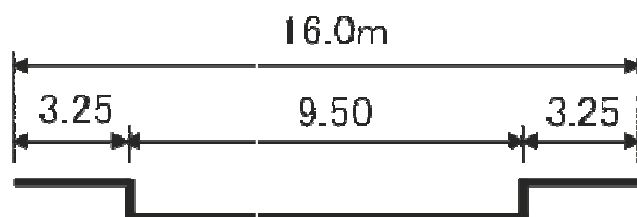
なお、本区間は、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」特定整備路線の補助第 142 号線(南小岩)と接続している優先整備路線である。

(用地関係)

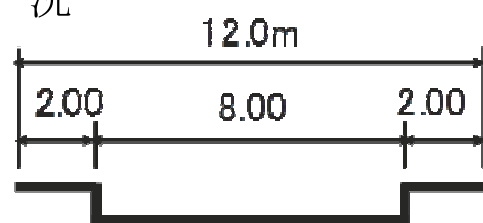
平成 27 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 31%である。



計 画



現 況



(17) 補助第 142 号線【国道 14 号】（千葉街道）江戸川区東小岩五丁目から東小岩四丁目まで（東小岩四地区）

補助第 142 号線は、江戸川区中央一丁目から北小岩一丁目に至る延長約 3.9 km の放射方向の東京都管理の国道で、都市の骨格を形成する重要な幹線道路である。

このうち、江戸川区東小岩五丁目から同区東小岩四丁目までの 160m 区間の東京都が管理する国道について、平成 27 年 6 月 11 日に都市計画事業の認可を取得し、事業を進めている。

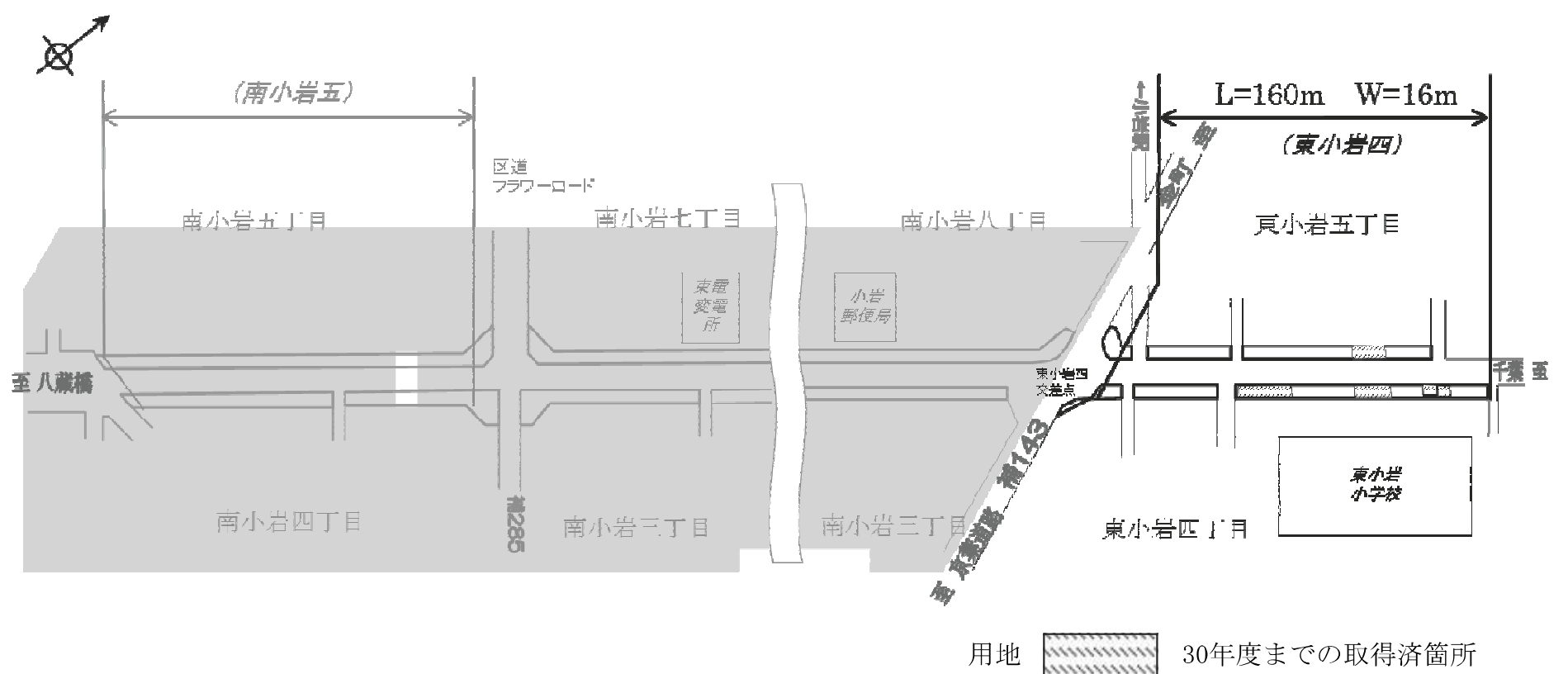
本区間の整備により、狭隘な歩道を拡幅するとともに電線類の地中化や街路樹を充実することで、快適で安全な歩行空間が形成され、都市景観の向上が図られる。また、沿道における江戸川区の都市防災不燃化促進事業と連携して延焼遮断帯を形成し、地域の防災機能の向上を図る

なお、本区間は、「木密地域不燃化 10 年プロジェクト」特定整備路線の補助第 142 号線（南小岩）と接続している優先整備路線である。

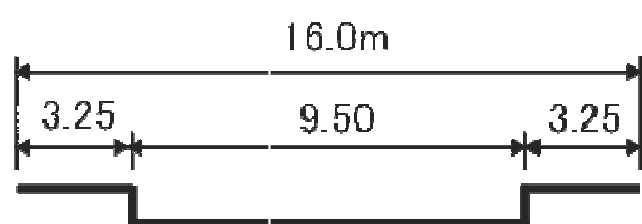
（用地関係）

平成 27 年度から用地取得に着手し、平成 30 年度末の取得率は約 28%※である。

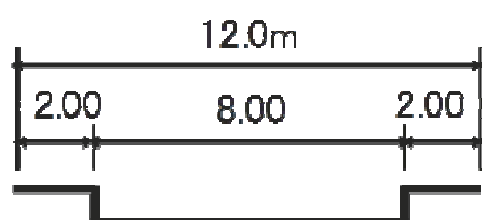
※平成 21 年度から平成 25 年度までの東小岩四交差点改良事業（二次すいすい）における用地取得を含む。



計 画



現 況



3. 交通安全施設事業

(1) 一種事業

種別	路 線 名	施 行 個 所	工 事 概 要 等	備 考
歩 行 者 道 自 転 車	国道14号 (千葉街道)	江戸川区中央三丁目 ～本一色二丁目		全体(菅原橋) L = 500m W = 16m
交 差 点 改 良	国道14号(千葉街道) (主308・船堀街道)	江戸川区中央一丁目 ～東小松川一丁目	・ 交差点改良工事 工事延長L=100m	全体(東小松川交差点) L = 200m W = 18～22m
三 次 す い す い	国道14号(千葉街道) (主308・平和橋通り)	江戸川区松島一丁目 ～中央四丁目	・ C C B 工事 ・ 交差点改良工事 工事延長L=200m	八蔵橋交差点
中 央 帯	東京浦安線 (主10・葛西橋通り)	江戸川区中葛西一丁目 ～東葛西五丁目	・ 中央帯 工事延長L=80m	全体 L = 500m

（２）無電柱化の推進

東京では、昭和 30 年代から昭和 60 年代まで電力・通信の需要が高い都心部等において、電線管理者による単独地中化が行われてきた。東京都は、昭和 61 年度の電線類地中化計画をはじめとして、平成 25 年度までの 6 期にわたる計画に基づき、C A B 方式（昭和 61 年度から平成 11 年度まで）、自治体管路方式（平成 5 年度から平成 17 年度まで）、電線共同溝方式（平成 7 年度から）により整備を進めてきた。現在は、平成 7 年に「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が制定されたことを受け、電線共同溝方式により整備を進めている。

五建管内では、センター・コア・一エリア内の整備計画延長が約 70 km と大規模であったことから、執行体制を強化するため、道路管理者が自ら行っていた事業のうち、一部事業を平成 17 年度から電線管理者へ、平成 19 年度から（公財）東京都道路整備保全公社へそれぞれ委託して執行している。また、管内の環状七号線の整備計画延長約 29 km のうち約 14 km についても、平成 26 年度から公社へ事業を委託している。

平成 29 年 6 月には、無電柱化のより一層の推進に向けて、基本理念や、都及び関係事業者の責務などを定めた都道府県初の「東京都無電柱化推進条例」を策定し、同年 9 月 1 日に施行するとともに、30 年 3 月には都の無電柱化事業の今後 10 年間（平成 30 年度から平成 39 年度まで）の基本方針や目標を定めた「東京都無電柱化計画」を策定した。本計画では、都道の重点整備地域をこれまでのセンター・コア・エリアから環状七号線の内側エリアまで拡大することとしている。

平成 3 1 年度無電柱化事業工事施工箇所

	路 線 名	工 事 箇 所	工 事 規 模	
五 建 施 行	吾妻橋伊興町線 (特461・墨堤通り)	墨田区向島五丁目 ～同区東向島三丁目	【墨堤】 L＝900m	引連工事 歩道復旧工事
	新荒川堤防線 (特449・ゆりのき橋通り)	江戸川区平井六丁目 ～同区平井五丁目	【平井5】 L＝780m	引連工事
	東京浦安線 (主10・葛西橋通り)	江戸川区西葛西一丁目 ～同区西葛西四丁目	【葛西橋東詰】 L＝440m	引連工事
	御徒町小岩線 (主315・蔵前橋通り)	葛飾区東新小岩三丁目 ～同区奥戸六丁目	【小松橋北】 L＝420m	電線共同溝本体工事
	環状三号線支線2 (主319・三ツ目通り支2)	江東区枝川一丁目	【朝風橋】 L＝500m	引連工事 歩道復旧工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江戸川区江戸川六丁目 ～同区中葛西二丁目	【江戸川中Ⅰ】 L＝300m	電線共同溝本体工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江東区春江四丁目 ～同区江戸川六丁目	【江戸川中Ⅱ】 L＝300m	電線共同溝本体工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江東区一之江三丁目 ～同区春江四丁目	【江戸川中Ⅲ】 L＝350m	電線共同溝本体工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江東区一之江一丁目 ～同区一之江四丁目	【江戸川中Ⅳ】 L＝300m	電線共同溝本体工事
	王子金町江戸川線 (主307)	葛飾区東金町六丁目 ～同区東金町三丁目	【第一浜街道】 L＝220m	詳細設計
	金町線 (特471)	葛飾区東金町四丁目 ～同区東金町七丁目	【半田稲荷】 L＝440m	電線共同溝本体工事
	千住小松川葛西沖線 (主308・平和橋通り)	葛飾区新小岩二丁目 ～江戸川区松島二丁目	【新小岩】 L＝2520m	歩道復旧工事
	千住小松川葛西沖線 (主308・船堀街道)	江戸川区松江一丁目 ～同区東小松川一丁目	【東小松川】 L＝900m	歩道復旧工事
	千住小松川葛西沖線 (主308・船堀街道)	江戸川区松江一丁目 ～同区東小松川四丁目	【松江】 L＝1800m	歩道復旧工事
	浜町北砂町線 (特474・清洲橋通り)	江東区白河四丁目	【白河】 L＝600m	歩道復旧工事

電 線 管 理 者 委 託	路 線 名	工 事 箇 所	工 事 規 模	
	御徒町小岩線 (主315・蔵前橋通り)	江東区亀戸三丁目 ～同区亀戸二丁目	【亀戸天神・NTT委託】 L＝182m	電線共同溝本体工事 引連工事
	浜町北砂町線 (特474・清洲橋通り)	江東区扇橋一丁目 ～同区南砂一丁目	【扇橋・東電委託】 L＝3450m	引連工事
	環状三号線支線1 (主319・三ツ目通り支1)	江東区塩浜二丁目	【塩浜・東電委託】 L＝400m	電線共同溝本体工事 引連工事

道 路 整 備 保 全 公 社 委 託	路 線 名	工 事 箇 所	工 事 規 模	
	東京浦安線 (主10・清洲橋通り)	江東区北砂七丁目 ～同区東砂七丁目	【仙台堀川西】 L＝700m	引連工事 歩道復旧工事
	東京浦安線 (主10・明治通り)	江東区南砂五丁目 ～同区南砂二丁目	【弾正橋】 L＝1200m	引連工事
	東京市川線 (主50・新大橋通り)	江東区大島六丁目 ～同区大島八丁目	【東大島】 L＝1520m	引連工事 歩道復旧工事
	王子千住南砂町線 (主306・明治通り)	江東区大島四丁目 ～同区北砂二丁目	【小名木川】 L＝900m	引連工事 歩道復旧工事
	王子千住南砂町線 (主306・明治通り)	墨田区立花四丁目 ～同区文花二丁目	【文花】 L＝560m	引連工事 歩道復旧工事
	永代葛西橋線 (特475・葛西橋通り)	江東区永代二丁目 ～同区木場三丁目	【大和橋】 L＝2700m	引連工事 歩道復旧工事
	永代葛西橋線 (特475・葛西橋通り)	江東区東陽六丁目 ～同区南砂二丁目	【豊砂橋】 L＝2900m	引連工事 歩道復旧工事
	南砂町吾嬬町線 (特476・丸八通り)	江東区北砂五丁目 ～同区亀戸八丁目	【丸八橋】 L＝3820m	電線共同溝本体工事 引連工事、歩道復旧工事
	亀戸葛西橋線 (特477・番所橋通り)	江東区東砂二丁目 ～同区東砂五丁目	【番所橋】 L＝1120m	歩道復旧工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	葛飾区亀有五丁目 ～同区青戸八丁目	【環七・亀有】 L＝1340m	電線共同溝本体工事 引連工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	葛飾区青戸七丁目 ～同区青戸二丁目	【環七・青戸】 L＝920m	電線共同溝本体工事 引連工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	葛飾区高砂一丁目	【環七・高砂】 L＝680m	電線共同溝本体工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	葛飾区奥戸八丁目 ～同区奥戸四丁目	【環七・奥戸】 L＝1480m	電線共同溝本体工事 引連工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江戸川区上一色三丁目 ～同区本一色二丁目	【環七・上一色】 L＝780m	電線共同溝本体工事 引連工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江戸川区松本二丁目 ～同区大杉五丁目	【環七・松本】 L＝1440m	電線共同溝本体工事 引連工事
	環状七号線 (主318・環七通り)	江戸川区大杉四丁目 ～同区大杉二丁目	【環七・大杉】 L＝520m	電線共同溝本体工事 引連工事
	上野月島線 (特463・清澄通り)	江東区高橋 ～同区清澄三丁目	【三好】 L＝1380m	歩道復旧工事
	上野月島線 (特463・清澄通り)	江東区深川二丁目 ～同区越中島一丁目	【深川】 L＝2140m	歩道復旧工事

第 8 橋梁整備事業

1. 概 要

当所が担当する橋梁事業は、隅田川、荒川、中川、江戸川及び東京港臨海部に架設する長大橋と、管内 4 区内における中小橋の整備であったが、平成27年度末に橋りょう建設課を廃止したことに伴い、整備中の環状第 2 号線・豊洲大橋及び築地大橋を除き管内の橋梁を担当することとなった。

この地域は、隅田川と江戸川にはさまれた、東部低地帯と呼ばれている地域で、数多くの中小河川や運河があり、昔から舟運も盛んで、その上に道路交通の要衝として多くの橋が架かっている。

地盤としては厚い沖積層で構成される軟弱地盤帯であって、これまでの地盤沈下により防災対策上危険度の高い地域である。

このため、災害時の避難救助活動に際し、橋梁は極めて重要な役割を担うものとして、積極的に整備をすすめている。

長大橋については、主要幹線道路の整備に伴うもの、既設橋梁の老朽化対策、また、他事業関連として行うものなど、橋梁の新設、架替等を行っており、平成31年度は、環状第 2 号線豊洲大橋の景観照明設置工事を実施する。また、夢の島大橋の架け替え事業においては、平成29年度に橋梁形式を決定した。今後は、詳細設計等を行っていく予定である。

中小橋については、主として江東三角地帯の内部河川に架かっている橋梁の架替を行っているが、この地帯の橋梁群は、建設後長い歳月を経たものが多く、近年の交通車両の増加と大型化、さらには地盤沈下という悪条件も加わり、老朽化が著しく、防災上これら橋梁の整備を図ることが急務となっている。平成31年度は、環状第3号線支線 2 の白鷺橋で橋梁下部工事及び仮栈橋撤去工事等、小原橋では橋梁下部工事等を実施する。

当所管内は、古くから市街化が進み、人口・住宅の密度が高く、しかもゼロメートル地帯といわれる低地であるため事業実施に当たっては単なる都市土木に対する制約以上に種々の制約がある困難な事業であるが、永年にわたって培った技術力を結集して積極的に事業の促進を図っているところである。

一方、橋が果たしている今日的役割は、単に交通の用に供する機能だけではなく人々が憩い、ふれ合う公共空間として、また地域のシンボルとして、周辺景観の向上に寄与する等多岐にわたっている。このような観点から、事業の実施に際しては可能な限り地域の特性や文化的要素を採り入れ、地元の人々に歓迎される橋として整備を進めている。

昭和32年度以来当所で架設した橋梁は、長大橋40橋、中小橋47橋（付表－ 3 参照）である。

工事中及び完成橋梁

